

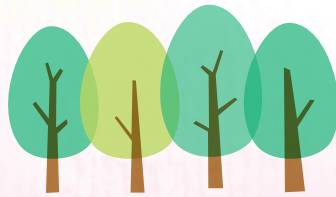
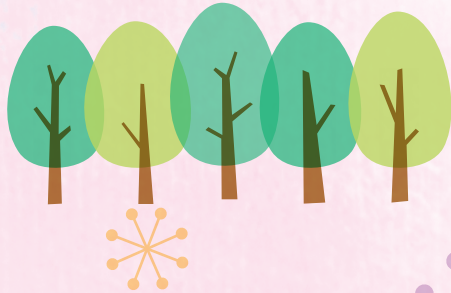
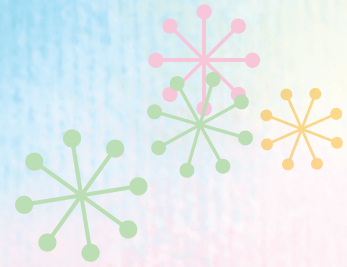
介護保険は高齢者の暮らしを社会みんなで支えるしくみです

みんなの
あんしん

令和5年度版

介護保険

わかりやすい利用の手引き



東京都北区 みんなのあんしん

検索



本パンフレットは下記のURL
からもご覧になれます

●北区公式ホームページ●

<http://www.city.kita.tokyo.jp>



北区

令和5年4月発行

住み慣れた地域で、 いつまでも元気に

介護保険は高齢者の暮らしを 社会みんなで支えるしくみです

40歳以上の方は、介護保険に加入し、決められた保険料を納めています。その保険料や税金を財源として、介護が必要な方は、費用の一部を負担することによりさまざまな介護サービスを受けられます。

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。本書では、介護保険で受けられるサービスや利用のしかたを説明しています。一日一日をより充実したものにさせていただくためにもぜひ本書をご活用ください。



もくじ

04	しくみと加入者	老後の安心を地域で支えます 04ページ
06	要介護(要支援)認定の手続き	サービスの利用は「申請」から 06ページ
08	費用の支払い	自己負担と負担の軽減 08ページ
14	介護サービス	<p>要介護1～5の方へのサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護サービスの利用の手順 14ページ ●居宅介護サービスの種類と費用のめやす 16ページ ●施設介護サービスの種類と費用のめやす 19ページ
20	介護予防サービス	<p>要支援1・2の方へのサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> ●介護予防サービスの利用の手順 20ページ ●介護予防サービスの種類と費用のめやす 22ページ
24	地域密着型サービス	住み慣れた地域で暮らし続けたい 24ページ
26	福祉用具貸与・購入、住宅改修	環境を整えるためのサービス 26ページ
28	地域支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業 28ページ
30	保険料の決め方・納め方	社会全体で介護保険を支えています 30ページ
		次のような場合は、手続きが必要です 34ページ
		北区の地域支援事業及び独自のサービス 35ページ
		高齢者あんしんセンター(地域包括支援センター) 42ページ



老後の安心を地域で支えます

65歳以上の方は

「第1号被保険者」

介護サービス・
介護予防サービスを利用できる方

●介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。

（要介護（要支援）認定→6～7ページ）

介護が必要となった原因は、問われません。

介護保険の保険証

- 1人に1枚ずつ保険証が交付されます。
- 65歳になる月までに交付されます。
- 保険証が必要なとき
 - ・要介護（要支援）認定を申請するとき
 - ・サービスを利用するとき



加入者（被保険者）

第1号被保険者
第2号被保険者



40～64歳の方は

「第2号被保険者」

介護サービス・
介護予防サービスを利用できる方

●介護保険で対象となる病気※が原因で
「要介護（要支援）認定」を受けた方。

（交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象
外となります。）

※介護保険で対象となる病気（特定疾病）には、
次の16種類が指定されています。

- | | |
|---|--|
| ●筋萎縮性側索硬化症 | ●脳血管疾患 |
| ●後縦靭帯骨化症 | ●進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症
およびパーキンソン病 |
| ●骨折を伴う骨粗しょう症 | ●閉塞性動脈硬化症 |
| ●多系統萎縮症 | ●関節リウマチ |
| ●初老期における認知症 | ●慢性閉塞性肺疾患 |
| ●脊髄小脳変性症 | ●両側の膝関節又は
両側の股関節に著しい
変形を伴う変形性関節症 |
| ●脊柱管狭窄症 | |
| ●早老症 | |
| ●糖尿病性神経障害、糖尿病
性腎症及び糖尿病性網膜症 | |
| ●がん（医師が一般に認められている医学的知見に基
づき回復の見込みがない状態に至ったと判断
したものに限り。） | |

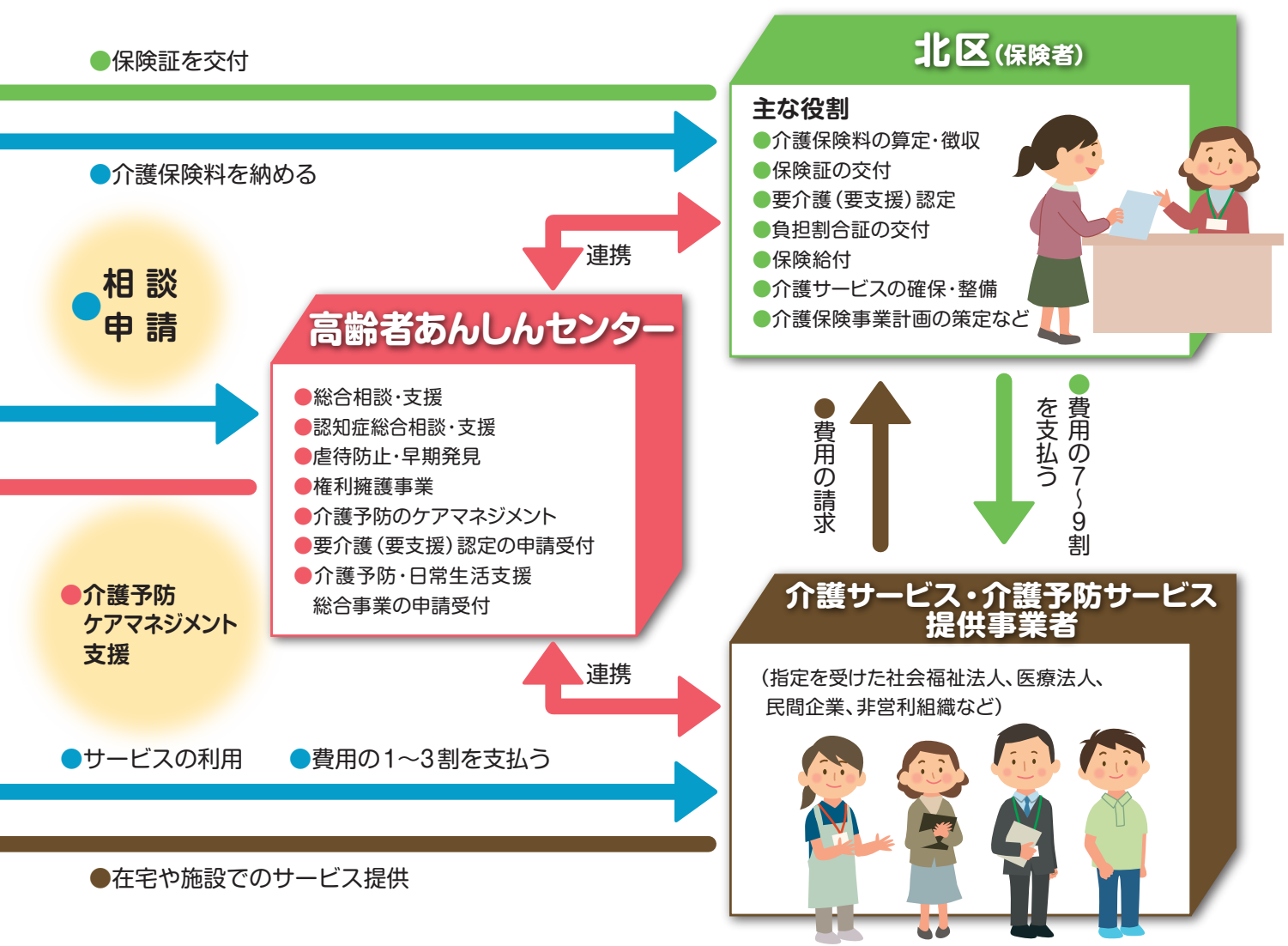
高齢者あんしんセンターとは

住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らすためには、介護や医療といった個々のサービスだけでなく、地域ぐるみで高齢者一人ひとりの生活を総合的に支えていく体制が必要です。

「高齢者あんしんセンター」は、その体制の中核となって、区や地域の医療機関、サービス提供事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談にお応えします。



ます。
が中核となって、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支える制度です。



どんなところ?(42ページ参照)

主にどんなことをするの?

- 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
- 認知症の方とその介護者への総合的な支援
- 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業のマネジメント
- ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
- 高齢者に対する虐待の防止やその他の権利擁護事業
- 要介護(要支援)認定の申請受付

どんなスタッフが いるの?





介護保険を利用するときは、まず区が行う「要介護(要支援)認定」を受
「要介護(要支援)認定」とは、どのくらい介護サービスが必要か、などを

サービスの利用は「申請」から

1 申請する

申請の窓口は高齢者あんしんセンター(42ページ参照)です。申請は、本人のほか家族でもできます。



- 次のところにも申請の依頼ができます。(更新申請も含む)

- ・ 居宅介護支援事業者
- ・ 介護保険施設

申請に必要なもの

- 申請書
- 介護保険の保険証
- 医療保険の保険証

申請書には主治医の氏名・医療機関名・所在地・電話番号を記入する欄があります。かかりつけの医師が決まっている方は、確認しておきましょう。



2 要介護(要支援)認定

申請をすると、公平・公正な訪問調査や審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。

● 訪問調査

区が委託した事業所の認定調査員または区の担当職員がご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境について調査を行います。

● 主治医の意見書

本人または家族の依頼により主治医が意見書を作成します。

(意見書作成料は区が支払います)

※主治医がいない方は、区が指定する医師の診断を受けます。

● 一次判定

訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。

● 二次判定(認定審査)

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査します。



軽度の介護が必要な方は、状態の維持または改善がどのくらい可能かを重点的に審査します。



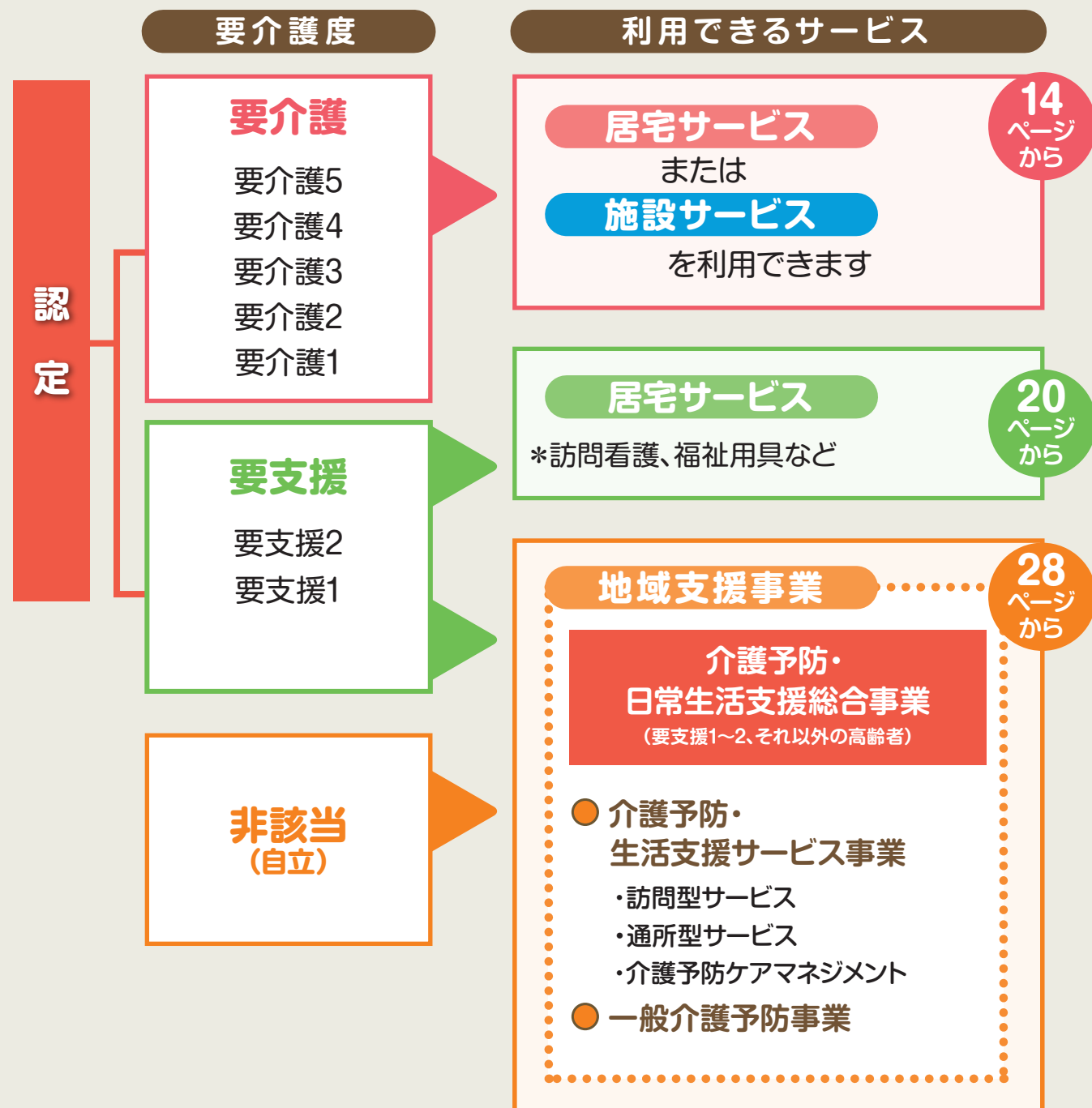
けましょう。
判定するための審査です。

3 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが異なります。

また、以下の場合は、全額自己負担となります。

- ・申請後、通知が届くまで介護サービスを受けていて、認定の結果が非該当となった場合
- ・利用限度額を超えて受けた介護サービスの費用



認定

費用の支払い

介護保険のサービスを利用したときは、原則として利用料の1～3割を自己負担が高額になったときや、所得の低い方には負担を軽減するし

自己負担について

介護保険の利用者は、費用の一部を負担してサービスを利用します。負担割合は、前年の所得に応じて決定され、一定以上の所得がある方は2割または3割、それ以外の方は1割です。なお、負担割合は、個人ごとに決まるため、同一世帯に2人以上の介護保険利用者がいた場合、それぞれ負担割合が異なる場合があります。

介護保険サービスの自己負担割合

65歳以上の方の負担割合は、前年の所得に応じて、1割・2割・3割の3段階です。

介護保険サービスの自己負担割合

所得区分		自己負担割合
右の①②の両方を満たす方	① 65歳以上で本人の合計所得金額 ^{*1} が220万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入 ^{*2} +「その他の合計所得金額」 ^{*3} が ◆ 1人の場合340万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて463万円以上	3割
右の①②の両方を満たす方で3割負担とらない方	① 65歳以上で本人の合計所得金額が160万円以上 ② 本人を含めた同一世帯の65歳以上の方の年金収入+「その他の合計所得金額」が ◆ 1人の場合280万円以上 ◆ 2人以上の場合、合わせて346万円以上	2割
2割負担、3割負担の対象とならない方 (本人の合計所得金額が160万円未満の方、64歳以下の方等)		1割

※1「合計所得金額」・収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

・合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る雑所得を含む場合は、合計から10万円を控除した金額です(当該額が零未満の場合は零)。

・分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

※2「年金収入」・年金収入には非課税年金(障害年金・遺族年金)は含まれません。


※3「その他の合計所得金額」・合計所得金額から、年金収入に係る雑所得を除いた金額です。

・合計所得金額に給与所得を含む場合、給与所得(給与所得と年金収入に係る雑所得がある方の所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の額)から10万円を控除した金額です(当該額が零未満の場合は零)。

負担割合証

介護保険負担割合証は、利用者の「負担割合」が記載された証明書です。負担割合は前年の所得に応じて決まるため、毎年7月に要介護・要支援の認定を受けている方全員にお送りします。介護サービスを利用するときは、介護保険被保険者証と一緒にサービス事業者や施設に提示してください。有効期間：1年間(8月1日～翌年7月31日)

負担割合
(1～3割)が
記載されます。

介護保険負担割合証	
交付年月日	
被保険者	番号
	住所
	フリガナ
	氏名
	生年月日
	性別
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日
割	終了年月日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	1311177 
	東京都北区



支払います。
くみもあります。

サービス支給限度額

介護保険のサービスは、利用料の1～3割を支払うことで利用できますが、要介護度ごとに1か月に1～3割負担で利用できる金額に上限（支給限度額）が設けられています（下表）。

限度額を超えてサービスを利用した分は全額自己負担になります。

■サービスの支給限度額(1カ月)のめやす

要介護度	支給限度額	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)
要支援 1	5万 320円	5,032円	1万 64円	1万5,096円
要支援 2	10万5,310円	1万 531円	2万1,062円	3万1,593円
要介護 1	16万7,650円	1万6,765円	3万3,530円	5万 295円
要介護 2	19万7,050円	1万9,705円	3万9,410円	5万9,115円
要介護 3	27万 480円	2万7,048円	5万4,096円	8万1,144円
要介護 4	30万9,380円	3万 938円	6万1,876円	9万2,814円
要介護 5	36万2,170円	3万6,217円	7万2,434円	10万8,651円

■支給限度額に含まれないサービス

- ・特定福祉用具購入
- ・居宅介護住宅改修
- ・特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
- ・認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設）
- ・居宅療養管理指導
- ※介護予防サービスについても同様です。

支給限度額の範囲内でサービスを利用した場合は、1～3割の自己負担となります。支給限度額を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。



費用の支払い

介護（介護予防）サービスを利用したときの費用

介護（介護予防）サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費（滞在費）・食費・日常生活費を支払います。

●通いでサービスを利用する場合



●宿泊してサービスを利用する場合



施設サービスを利用したときの費用

施設サービス費の自己負担分（1～3割）に加え、居住費・食費・日常生活費を支払います。



★居住費（滞在費）・食費について

居住費（滞在費）・食費は、施設と利用者との契約により決められますが、施設の平均的な費用をもとに、基準額が定められています。



所得が低い方の食費・居住費負担額の軽減制度 (特定入所者介護サービス費)

介護保険施設 (地域密着型介護老人福祉施設も含む) または (介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ) を利用する場合、所得に応じて食費・居住費 (滞在費) の負担を軽減します。申請後、対象者に「介護保険負担限度額認定証」を交付します。
※申請時に必要な書類は、介護保険課給付調整係 (☎3908-1286) にお問い合わせください。

特定入所者介護サービス費の支給対象者の条件

下記の3つの条件を満たす方が該当です。

- ① 住民税非課税世帯であること。
- ② 世帯分離している (住民票上世帯が異なる) 場合、配偶者が住民税を課税されていないこと。
- ③ 現金・預貯金・有価証券等の資産の合計額が、下表内預貯金等の合計額以下であること。

※認定の条件に該当しなくなったときは、この制度が利用できなくなります。

※虚偽の申請その他不正の行為によってサービス支給を受けた場合は、サービス費の返還及び、加算金を徴収することがあります。

自己負担の限度額 (日額)

利用者 負担段階	区分 (主な対象者)	負担限度額 (日額)						
		預貯金等の合計額		食費	居住費 (滞在費)			
		第一号被保険者 (65歳以上)	第二号被保険者 (40歳~64歳)		従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室
第1段階	・世帯全員が住民税非課税で 老齢福祉年金受給者 ・生活保護の受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	300円	490円 (320円)	0円	820円	490円
第2段階	・世帯全員が住民税非課税で 本人年金収入等が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下		390円 (600円)	490円 (420円)	370円	820円	490円
第3段階 ①	・世帯全員が住民税非課税で 本人年金収入等が80万円超 120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下		650円 (1,000円)	1,310円 (820円)	370円	1,310円	1,310円
第3段階 ②	・世帯全員が住民税非課税で 本人年金収入等が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下		1,360円 (1,300円)				
第4段階	基準額 (国が示した標準的な金額)			1,445円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	2,006円	1,668円

居住費 (滞在費) の () 内は介護老人福祉施設 (地域密着型も含む) に入所または (介護予防) 短期入所生活介護を利用した場合の額です。
食費の () 内はショートステイ ((介護予防) 短期入所生活介護・(介護予防) 短期入所療養介護) を利用した場合の額です。
本人年金収入等とは、合計所得金額と課税・非課税年金収入額の合計です。

自己負担が高額になったとき (高額介護サービス費)

自己負担が、一定の限度額を超えたときは、その超えた分が払い戻され、負担が軽くなるしくみになっています。

自己負担限度額 (月額)

区分	限度額
課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 以上	140,100円 (世帯)
課税所得 380万円 (年収約 770万円) ~ 課税所得 690万円 (年収約 1,160万円) 未満	93,000円 (世帯)
住民税課税~課税所得 380万円 (年収約 770万円) 未満	44,400円 (世帯)
世帯の全員が住民税非課税	24,600円 (世帯)
前年の公的年金等収入金額 + その他の合計 所得金額の合計が 80万円以下の方等	24,600円 (世帯) 15,000円 (個人)
生活保護を受給している方等	15,000円 (個人)

※居住費 (滞在費)・食費・日常生活費、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分などは含まれません。

※対象者には区から通知がありますので、その内容にもとづき申請をしてください。

※実際の支払月は、対象となるサービス利用月よりも3~4カ月後になります。

☎介護保険課給付調整係
☎(3908) 1286

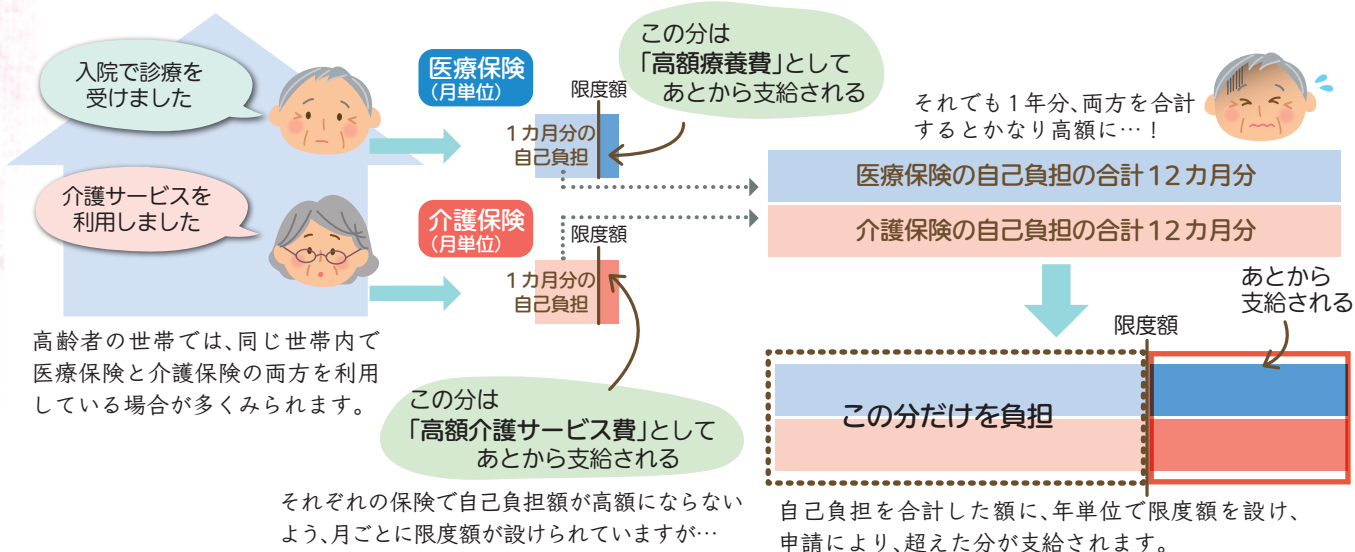
費用の支払い

「高額医療・高額介護合算制度」って何？

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の自己負担軽減を目的とした制度です。世帯内の同一の医療保険の加入者の方について、毎年8月から1年間にかかった医療費・介護費の自己負担額を合算して、下記の自己負担限度額を超えた分が、申請により医療保険と介護保険からそれぞれの負担額にあわせて支給されます。支給の見込みとなる方については、毎年、通知を送付します。その内容に基づき申請を行ってください。自己負担限度額を超えた額が500円以下の場合には支給されません。

なお、高額療養費、高額介護サービス費、入院時・入所時の食費、居住費（滞在費）、差額ベッド代、福祉用具購入費・住宅改修費の自己負担分などについては、計算対象に含まれません。

自己負担と負担の軽減



70歳以上の方の自己負担限度額(年額)

区分		自己負担限度額
現役並み所得者	課税所得 690万円以上の世帯	212万円
	380万円以上690万円未満の世帯	141万円
	145万円以上380万円未満の世帯	67万円
一般	課税所得145万円未満の世帯	56万円
低所得者Ⅱ	住民税非課税世帯	31万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税(全員の所得が0円で年金の収入が80万円以下)世帯	19万円

70歳未満の方の自己負担限度額(年額)

区分			自己負担限度額
上位所得者	ア	国保：所得901万円超、または未申告者がいる世帯	212万円
	イ	国保：所得600万円超～901万円以下の世帯	141万円
一般	ウ	国保：所得210万円超～600万円以下の世帯	67万円
	エ	国保：所得210万円以下の世帯	60万円
低所得者	オ	住民税非課税世帯	34万円

70歳未満の方の医療費は、自己負担額が1カ月あたり21,000円以上(同じ医療機関でも、医科と歯科・入院と外来は別計算)のものを合算の対象とします。

問い合わせ先

【医療費について】ご加入の医療保険にお問い合わせください。

北区の国民健康保険にご加入の方 : 国保年金課 国保給付係 / ☎3908-1132

後期高齢者医療制度にご加入の方(75歳以上の方) : 国保年金課 高齢医療係 / ☎3908-9069

【介護費について】 介護保険課 給付調整係 / ☎3908-1286

生計困難者に対する利用者負担額の軽減制度

東京都に軽減事業の申出を行っている事業所の介護保険サービスを利用されている方で、下記要件に該当する方は申請することにより、利用者負担額（介護費負担・食費・居住費（滞在費））の25%（老齢福祉年金受給者は50%）が軽減されます。

対象者の要件(次の1～6のすべてに該当する方)^{※1}

		世帯人数			
		1人	2人	3人	4人以上
1	年間収入	150万円以下	200万円以下	250万円以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに50万円を加えた額
2	預貯金額 ^{※2}	350万円以下	450万円以下	550万円以下	以降、世帯人数が1人増えるごとに100万円を加えた額
3	世帯全員が住民税非課税であること				
4	介護保険料を滞納していないこと				
5	負担能力のある親族（住民税課税者）等に扶養されていないこと				
6	日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと				

※1 旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている方は適用除外となります。

※2 預貯金とは、銀行・信用金庫等全ての預貯金の合計です。（有価証券、債券も含まれます）

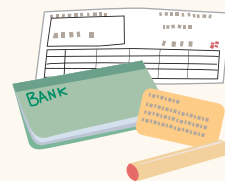
ご持参いただくもの

●世帯全員の収入が確認できるもの
（公的年金等の源泉徴収票など）

※1月～6月は前々年、7月は前々年と前年、8月～12月は前年分

●世帯全員の現在の預貯金等の金額が確認できるもの
（全ての預貯金通帳・有価証券・債券等）

※預金通帳は記帳してお持ちください。また1月～7月は前々年1月1日以降、8月～12月は前年1月1日以降の出入金を確認させていただきますので、通帳を繰り越している場合は旧通帳もお持ちください。



申請の手続きの後、対象となる方に

「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」
を交付します。

東京都に軽減事業の申出を行っているサービス事業者（事前に事業者を確認してください）に提示してください。



※1 利用者負担第2段階の方は、⑨⑩⑭⑮⑯を利用する場合の介護費負担は軽減対象外となります。

※2 生活保護受給者は、④⑭⑮の個室を利用する場合の居住費（滞在費）負担のみが全額軽減対象となります。

※3 上記サービスを受けていても、サービス提供事業者が軽減事業の申出を行っていない場合は、軽減を受けることができません。

軽減の対象となるサービス（予防含む）

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 通所介護〔食費を含む〕
- ④ 短期入所生活介護〔食費・滞在費を含む〕
- ⑤ 短期入所療養介護〔食費・滞在費を含む〕
- ⑥ 訪問看護
- ⑦ 訪問リハビリテーション
- ⑧ 通所リハビリテーション〔食費を含む〕
- ⑨ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑩ 夜間対応型訪問介護
- ⑪ 地域密着型通所介護〔食費を含む〕
- ⑫ 認知症対応型通所介護〔食費を含む〕
- ⑬ 小規模多機能型居宅介護〔食費・宿泊費を含む〕
- ⑭ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）〔食費・居住費を含む〕
- ⑮ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護〔食費・居住費を含む〕
- ⑯ 看護小規模多機能型居宅介護〔食費・宿泊費を含む〕
- ⑰ 第一号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業〔自己負担割合が保険給付と同様のものに限る〕

問い合わせ・申請先 **介護保険課 給付調整係 ☎(3908)1286**

災害などにより損害を受けた場合や、福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方は、利用者負担額の減免を受けられることがあります。詳しくは上記へお問い合わせください。

要介護1～5と認定された方は、介護サービスを利用できます。
自分らしく、できるかぎり自立した暮らしができるようサービスをお選

要介護1～5の方へのサービス

1 サービスを選びます

在宅でのサービスを中心に利用したい方は

居宅サービス を選びます。



居宅サービスの種類 16ページ～

施設に入所したい方は

施設サービス を選びます。



施設サービスの種類 19ページ～

2 居宅介護支援事業者に連絡します

● 区などが発行する事業者一覧の中から

居宅介護支援事業者 

を選び、連絡します。

● 担当の

ケアマネジャー 

が決まります。

2 介護保険施設に連絡します

● 施設サービスを利用する方のケアプランは、その施設が作成します。



ポイント

「居宅介護支援事業者」とは？

「居宅介護支援事業者」とは、区市町村の指定を受けて、ケアマネジャー（介護支援専門員）を配置している、サービス事業者のことです。

利用者が最適な介護サービスを受けられるよう、相談を受けたり、各介護サービス提供事業者と調整を図ったりする、在宅介護の拠点となる事業者です。

「ケアマネジャー」とはどんな人？

「ケアマネジャー」は、利用者からの相談に応じて、利用者の希望や心身の状態にあったサービスが利用できるように導いてくれる介護の専門家です。利用者がケアマネジャーを選ぶことができますし、変えることもできます。探し方が分からない時は区の介護保険課の窓口や高齢者あんしんセンターに相談することができます。





びください。

3 ケアプランを作ります

- ケアプランとは、どのような介護サービスをどのくらい利用するかを決めた計画書で、ケアマネジャーに依頼して作成してもらいます。
- ケアマネジャーは、本人や家族の要望を聞き、サービスの内容、費用などについてアドバイスをします。
- ケアマネジャーは、各サービス事業者と連絡・調整し、ケアプランの原案を作ります。
- 費用、日時などに利用者が同意したら、ケアプランができあがります。



4 サービスの利用が始まります

- サービス事業者と契約します。
- 契約にあたっては、サービス内容や料金などをよく確認しましょう。
- ケアプランにそって介護サービスを利用します。
- 利用したサービス費用の1~3割が自己負担です。



納得のいくケアプランのために

ケアプランは、これからの生活の設計図です。目標の達成につながるサービスがきちんと組み込まれていることが大切です。

ケアプランを作成することは、どんな生活を送りたいかをよく考えるきっかけにもなります。「全て担当のケアマネジャーさんにお任せ」というのではなく、希望や目標をケアマネジャーに積極的に伝えましょう。

サービス利用開始から一定期間後、目標が達成されているか評価します。サービス利用の途中でも、「自分の生活に合わない」「改善が見られない」という場合は、ケアプランの見直しができますので、遠慮なくケアマネジャーに相談してください。

介護サービス事業者がサービスを提供するために

厚生労働省の「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」では、『身体的暴力(叩く、ひっかくなど)』・『精神的暴力(怒鳴る、家族が理不尽なことを要求するなど)』・『セクシュアルハラスメント(抱きしめる、女性のヌード写真を見せる)』などがハラスメントにあたると定義されています。

利用者や家族等からの介護職員に対するハラスメントは、その影響が極めて大きいため、事業所の判断でサービスを中止せざるを得ないこともあります。介護職員が安心、安全に働くことのできる環境づくりに向けて、ご理解とご協力をお願いします。

居宅介護サービスの種類と費用のめやす①



居宅サービスは、在宅で利用するサービスを中心に、さまざまな種類のサービスが用意されています。

これらのサービスの中から、利用者の希望に合うものを組み合わせて利用できます。

※各サービスの利用内容(加算)等により、自己負担金額が異なる場合があります。詳しくは担当のケアマネジャーや事業者にお問い合わせください。

サービスの利用についての相談

きよ たく かい ご し えん 居宅介護支援

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。

ケアプランの作成及び相談は、無料です。
(全額を介護保険で負担します)



自宅を訪問してもらう

ほう もん かい ご 訪問介護 (ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

〈身体介護中心〉

- 食事、入浴、排せつのお世話
- 着替えのお世話 など



〈生活援助中心〉

- 住居の掃除、洗濯、買い物
- 食事の準備、調理 など



●自己負担(1割)のめやす(北区)

身体介護 中心	20分～30分未満	285円
	30分以上1時間未満	452円
生活援助 中心	20分～45分未満	209円
	45分以上	257円

ほう もん 訪問 リハビリテーション

リハビリテーション(機能回復訓練)の専門家が訪問し、リハビリテーションを行います。

●自己負担(1割)のめやす(北区)

1回 (20分以上)	341円
---------------	------

ほう もん にゅう よく かい ご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

●自己負担(1割)のめやす(北区)

1回	1,437円
----	--------

お医者さんの指導のもとでの助言・管理

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。



●自己負担(1割)のめやす(1回)

医師の場合(月2回まで)	514円
医師の場合(月2回まで)在医総管を算定する場合※	298円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

※医療保険で「在宅時医学総合管理料」を算定している場合

訪問看護

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



●自己負担(1割)のめやす(北区)

病院・診療所から	20分～30分未満	454円
	30分～1時間未満	654円
訪問看護ステーションから	20分～30分未満	536円
	30分～1時間未満	936円
理学療法士等による訪問看護	1回あたり334円 ※1回あたり20分	

施設に通う

通所介護

(デイサービス)

定員19人以上のデイサービスセンターで、日帰りで食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

上記の共通のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練(個別機能訓練)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

●自己負担(1割)のめやす(1回)(北区)

【通常規模の施設/6～7時間未満の場合】

要介護1	634円
要介護2	748円
要介護3	864円
要介護4	978円
要介護5	1,094円



※食費、日常生活費は別途負担となります。

通所リハビリテーション

(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所・介護医療院で、日帰りで機能訓練などを行います。

上記の共通のサービスに加えて

- 個々の状態に応じたリハビリテーション(個別リハビリテーション)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選択して利用できます。

●自己負担(1割)のめやす(1回)(北区)

【通常規模の施設/6～7時間未満の場合】

要介護1	789円
要介護2	937円
要介護3	1,082円
要介護4	1,254円
要介護5	1,422円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



施設に短期間入所する

所得が低い方の食費・居住費負担額の軽減制度があります。(詳しくは11ページ参照)

要介護1～5の方へのサービス

短期入所生活介護

(ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要介護 1	662円	662円	773円
要介護 2	739円	739円	848円
要介護 3	818円	818円	931円
要介護 4	895円	895円	1,008円
要介護 5	971円	971円	1,084円

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合は、原則として介護保険の対象になりません。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

短期入所療養介護

(医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット個室 ユニット個室的多床室
要介護 1	820円	902円	908円
要介護 2	871円	955円	959円
要介護 3	939円	1,024円	1,028円
要介護 4	997円	1,081円	1,087円
要介護 5	1,053円	1,139円	1,144円

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※連続した利用が30日を超えた場合は、原則として介護保険の対象になりません。
 ※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

施設に入って利用する居宅サービス

特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

要介護 1	587円
要介護 2	659円
要介護 3	735円
要介護 4	805円
要介護 5	880円

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。
 ※食費、日常生活費、家賃、光熱水費などは別途負担となります。



その他のサービス

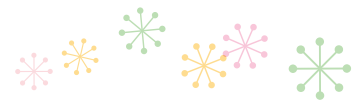
地域密着型サービス

24ページ

福祉用具貸与・購入、住宅改修

26ページ

施設介護サービスの種類と費用のめやす



施設サービスは、どのような介護が必要かによって4つのタイプに分かれます。この中から入所する施設を選び、利用者が直接申し込んで契約を結びます。

- ※要支援の方は、施設サービスは利用できません。
- ※各表に示した施設サービス費は、標準的な金額です。
- ※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。
- ※所得が低い方は、申請により減額が受けられます。(P11「所得が低い方の食費・居住費負担額の軽減制度」、P13「生計困難者に対する利用者負担額の軽減制度」をご覧ください)

生活介護が中心の施設

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や機能訓練、健康管理を行います。

※申し込みは、年2回です。高齢福祉課、高齢者あんしんセンターへ問い合わせてください。

※新規に入所できるのは、原則、要介護3以上の方です。

●施設サービス費の1割のめやす(1か月)(北区)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約18,738円	約18,738円	約21,321円
要介護 2	約20,961円	約20,961円	約23,544円
要介護 3	約23,283円	約23,283円	約25,932円
要介護 4	約25,506円	約25,506円	約28,188円
要介護 5	約27,697円	約27,697円	約30,379円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

介護やリハビリが中心の施設

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとでの介護や看護、リハビリを行います。

●施設サービス費の1割のめやす(1か月)(北区)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約23,348円	約25,768円	約26,030円
要介護 2	約24,820円	約27,338円	約27,501円
要介護 3	約26,847円	約29,365円	約29,529円
要介護 4	約28,580円	約31,033円	約31,262円
要介護 5	約30,248円	約32,799円	約32,995円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

医療が中心の施設 ※平成30年4月より順次、介護医療院に転換されます。

介護療養型医療施設

急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設です。介護体制の整った医療施設(病院)で、介護や医療、看護などを行います。

●施設サービス費の1割のめやす(1か月)(北区)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約19,392円	約22,433円	約23,087円
要介護 2	約22,400円	約25,539円	約26,193円
要介護 3	約29,071円	約32,112円	約32,766円
要介護 4	約31,850円	約34,989円	約35,643円
要介護 5	約34,401円	約37,475円	約38,129円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

長期療養の機能を備えた施設

介護医療院

変更ポイント 新たな介護保険施設として「介護医療院」が新設されました。(平成30年4月から)

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)を一体的に行います。

※令和6年3月末に廃止が予定されている介護療養型医療施設の転換先と位置づけられています。

●施設サービス費の1割のめやす(1か月)(北区)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約23,348円	約26,978円	約27,534円
要介護 2	約26,945円	約30,542円	約31,098円
要介護 3	約34,662円	約38,292円	約38,848円
要介護 4	約37,965円	約41,562円	約42,118円
要介護 5	約40,908円	約44,538円	約45,094円

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※従来型個室とは、共同生活室(リビング)を併設していない個室。 ※多床室とは、定員2人以上の個室ではない居室。
 ※ユニット型個室とは、共同生活室(リビング)を併設している個室。 ※ユニット型個室的多床室とは、ユニット型個室に準じた完全な個室ではない居室。

要支援1・2と認定された方は、介護予防サービスをご利用いただけます。

要支援1・2の方へのサービス

1 高齢者あんしんセンターに連絡します

- 要支援1・要支援2と認定された結果通知が届いたら、高齢者あんしんセンター(42ページ参照)に連絡、相談します。
- 高齢者あんしんセンターでは、職員が重要事項について説明します。同意のうえで契約を結びます。



2 職員に希望を伝えます

- 家族や高齢者あんしんセンターの職員と今どのようなことで困っているのか、これからどのような生活を希望するのかなどについて話し合います。

身の回りのことは自分でできるようにしたい

腰が痛いので家事をヘルパーさんに手伝ってほしい

無理をしないでできる運動はないかな？



ポイント

介護予防が大切なのはなぜ？



体は使わないでいると、徐々に機能が低下してしまいます。実際、要介護状態が軽い方について調べてみると、足腰が弱くなったために家に閉じこもりがちになり、ますます状態を悪化させ、介護が必要となってしまったケースが多いという結果が出ています。

できることはなるべく自分でいき、体を動かすことで、心身の機能を向上させ、自分らしい自立した生活を実現することができます。

少しでも自分でできることが増えるようサービスをお選びください。

3 介護予防ケアプランを作ります

- 介護予防ケアプランとは、どのようなサービスをどのくらい利用するかを決めた計画書で高齢者あんしんセンターの職員と相談しながら作成します。



4 サービス利用が始まります

- 介護予防ケアプランにそって介護予防サービスを利用します。
- 利用したサービス費用の1~3割が自己負担です。



5 介護予防ケアプランを見直します

- 高齢者あんしんセンターは、一定期間後に介護予防ケアプランで設定された目標が達成されたかどうかを評価します。
- 評価の結果、介護予防ケアプランの見直しが必要とされた場合は、より利用者にあった介護予防ケアプランに作り直します。

部屋のそうじが自分でできるようになりました。



ポイント

利用者を見守り続けます

高齢者あんしんセンターでは、利用者がサービスを利用し始めた後も、「サービスが適切に提供されているか」「効果は出ているか」など、各機関との調整を図りながら利用者を見守り続けます。

サービスを利用し始めたものの、改善がみられない、生活習慣と合わないなど疑問を感じたら、率直に高齢者あんしんセンターに相談してみましよう。

サービス提供事業者の対応は？

ホームヘルパーが時間どおり来てくれないなど、サービス提供事業者に対して不満を感じたときは、各事業所にある相談窓口ご連絡しましょう。それでも解決しない場合は、高齢者あんしんセンターに相談しましょう。



介護予防サービスの種類と費用のめやす



介護予防サービスは、状態の改善と悪化の予防を目的としたサービスです。できないことを補助するだけでなく、利用者本人のできることを増やし、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

※各サービスの利用内容(加算)等により自己負担金額が異なる場合があります。詳しくは、ご利用の高齢者あんしんセンターの職員にお問い合わせください。

要支援1・2の方へのサービス

サービスの利用についての相談

かいごよぼうしえん 介護予防支援

高齢者あんしんセンターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護予防サービスを利用できるよう支援します。

介護予防ケアプランの作成及び相談は、無料です。
(全額を介護保険で負担します)



自宅を訪問してもらう

かいごよぼう 介護予防 ほうもんにゆうよくかいご 訪問入浴介護

移動入浴車などで訪問し、利用者のできる範囲での入浴のお手伝いをします。

●自己負担(1割)のめやす(北区)

1回	972円
----	------

かいごよぼう 介護予防 ほうもん 訪問リハビリテーション

リハビリ(機能回復訓練)の専門家が訪問し、利用者ができる範囲での体操やリハビリなどを指導します。

●自己負担(1割)のめやす(北区)

1回 (20分以上)	341円
---------------	------

ほうもんがた 訪問型 サービス

旧介護予防訪問介護に相当するサービスです。詳しくは29ページをご覧ください。

施設に通う

かいごよぼうつうしょ 介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や病院・診療所・介護医療院で、日帰りで介護予防を目的とした生活機能の維持向上のための機能訓練などを行います。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)(北区)

要支援 1	2,279円
要支援 2	4,439円

左記の共通のサービスに加えて

- 筋力トレーニングなどのリハビリテーション(個別リハビリテーション)
- 食事に関する指導など(栄養改善)
- 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練指導など(口腔機能向上)

などのメニューを選んで利用できます。

※同月内に通所型サービスの利用はできません。

※食費、日常生活費は別途負担となります。

つうしょがた 通所型 サービス

旧介護予防通所介護に相当するサービスです。詳しくは29ページをご覧ください。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、利用者の改善を目的とした薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1回)

医師の場合(月2回まで)	514円
医師の場合 (月2回まで)在医総管を算定する場合※	298円
歯科医師の場合(月2回まで)	516円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	565円
薬局の薬剤師の場合(月4回まで)	517円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	361円

※医療保険で「在宅時医学総合管理料」を算定している場合

介護予防訪問看護

看護師などが訪問し、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを行います。

●自己負担(1割)のめやす(北区)

病院・ 診療所から	20分～30分未満	435円
	30分～1時間未満	630円
訪問看護 ステーションから	20分～30分未満	513円
	30分～1時間未満	903円
理学療法士等による訪問看護	1回につき323円 ※1回あたり20分	

短期間施設に入所する 所得が低い方の食費・居住費負担額の軽減制度があります。 (詳しくは11ページ参照)

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などのサービスや、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	495円	495円	581円
要支援 2	616円	616円	721円

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合は、原則として介護保険の対象にはなりません。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

介護予防短期入所療養介護 (医療型ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援 1	629円	665円	677円
要支援 2	786円	838円	853円

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。
※連続した利用が30日を超えた場合は、原則として介護保険の対象にはなりません。
※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

施設に入って利用する居宅サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどで、食事・入浴などのサービスや生活機能の維持向上のための機能訓練を行います。

※費用は、施設の種類やサービスに応じて異なります。 ※食費、日常生活費、家賃、光熱水費などは別途負担となります。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

要支援 1	199円
要支援 2	339円

その他の
サービス

地域密着型サービス

24ページ

福祉用具貸与・購入、住宅改修

26ページ

地域密着型サービスの種類と費用のめやす



地域密着型サービスとは、住み慣れた地域を離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。利用者は北区の住民に限定され、北区が事業者の指定や監督を行います。

住み慣れた地域で暮らし続けたい

日帰りのサービス

地域密着型通所介護

定員19人未満の小規模なデイサービスセンターで、日帰りで食事・入浴などの介護や機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1回)(北区)

[6～7時間未満の利用の場合]

要介護 1	737円	※要支援の方は、通所型サービス(P29)のご利用となります。 ※食費、日常生活費は別途負担となります。
要介護 2	870円	
要介護 3	1,005円	
要介護 4	1,139円	
要介護 5	1,274円	

認知症対応型通所介護

(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症の高齢者を対象としたデイサービスセンターで、日帰りで食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

●自己負担(1割)のめやす(1回)(北区)

[6～7時間未満の利用の場合]

要支援 1	843円	要介護 1	975円
要支援 2	943円	要介護 2	1,079円
		要介護 3	1,181円
		要介護 4	1,287円
		要介護 5	1,392円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

グループホーム

認知症対応型共同生活介護

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症の高齢者が少人数で共同生活する場(住居)で、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を行います。

※要支援1の方は、利用できません。

※食費、日常生活費、家賃、光熱水費などは別途負担となります。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)

要支援 2	829円
要介護 1	833円
要介護 2	872円
要介護 3	897円
要介護 4	916円
要介護 5	936円

小規模施設サービス

所得が低い方の食費・居住費負担額の軽減制度があります。(詳しくは11ページ参照)

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練、健康管理を行います。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方です。

※要支援の方は、利用できません。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)(北区)

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護 1	約19,032円	約19,032円	約21,615円
要介護 2	約21,288円	約21,288円	約23,871円
要介護 3	約23,610円	約23,610円	約26,259円
要介護 4	約25,899円	約25,899円	約28,580円
要介護 5	約28,122円	約28,122円	約30,804円

24時間対応の訪問サービス

てい き じゅん かい すい じ たい おう がた ほう もん かい ご かん ご 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護と看護が密接に連携しながら短時間の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行い、ホームヘルパーによる入浴・排せつなどの援助や、看護師などによる療養上の支援を行います。

ご自宅には、ケアコール端末を設置し、コールボタンを押すと会話ができます。

※要支援の方は、利用できません。

※ケアコール端末の設置費用は無料、通話料は自己負担です。



●自己負担(1割)のめやす(1か月)(北区)
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用
要介護 1	6,495円	9,476円
要介護 2	11,592円	14,803円
要介護 3	19,247円	22,596円
要介護 4	24,347円	27,855円
要介護 5	29,445円	33,746円

夜間の訪問サービス

や かん たい おう がた ほう もん かい ご 夜間対応型訪問介護

夜間の定期訪問と緊急時に対応する随時訪問を行い、排せつのお世話や体位変換などの援助を行います。

ご自宅には、ケアコール端末を設置し、コールボタンを押すと会話ができます。

※提供時間は22時～翌朝7時です。

※要支援の方は、利用できません。

※ケアコール端末の設置費用は無料、通話料は自己負担です。

●自己負担(1割)のめやす(1日)(北区)
基本料 1か月 1,169円

【ヘルパーが訪問した場合】

定期巡回	1回 440円
随時対応 (1名対応)	1回 671円
随時対応 (2名対応)	1回 903円

複合的なサービス

しょう き ぼ た き のう がた きょ たく かい ご 小規模多機能型居宅介護

(介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」、「短期間の宿泊」などを組み合わせ、食事・入浴などの介護や支援を柔軟に行います。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)(北区)

要支援 1	3,817円
要支援 2	7,713円
要介護 1	11,570円
要介護 2	17,003円
要介護 3	24,735円
要介護 4	27,299円
要介護 5	30,100円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

かん ご しょう き ぼ た き のう がた 看護小規模多機能型 居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の組み合わせにより提供されるサービスです。小規模な住居型の施設で、「通い」を中心に「訪問」(介護と看護)、「短期間の宿泊」などを組み合わせ、食事・入浴などの介護や支援を柔軟に行います。

●自己負担(1割)のめやす(1か月)(北区)

要介護 1	13,807円
要介護 2	19,318円
要介護 3	27,155円
要介護 4	30,800円
要介護 5	34,839円

※要支援の方は、利用できません。

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

福祉用具を借りる


福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となります。

- | | |
|--|---|
| ① 車いす | ⑨ 歩行器 |
| ② 車いす付属品
(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 歩行補助つえ
(松葉づえ、多点つえ等) |
| ③ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器 |
| ④ 特殊寝台付属品
(サイドレール、マットレス、
スライディングボード、介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト
(立ち上がり座いす、入浴用リフト、
段差解消機等) |
| ⑤ 床ずれ防止用具 | ※移動用リフトのつり具の部分は「特定
福祉用具購入」の対象になります。 |
| ⑥ 体位変換器 | ⑬ 自動排泄処理装置 |
| ⑦ 手すり | 「原則として要介護4・5の方」 |
| ⑧ スロープ | ※尿のみを自動的に吸引できるものは、要支援1・2
の方、要介護1～3の方も利用できます。 |



※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1～3割を自己負担します。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)

 要支援1・2の方、要介護1の方は、利用できる品目が限られます。次の品目は、原則として利用が認められません。

- | | | |
|---------|----------|--------------|
| ●車いす | ●特殊寝台付属品 | ●認知症老人徘徊感知機器 |
| ●車いす付属品 | ●床ずれ防止用具 | ●移動用リフト |
| ●特殊寝台 | ●体位変換器 | |

福祉用具を買う

特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

支給の対象は、次の6種類です。

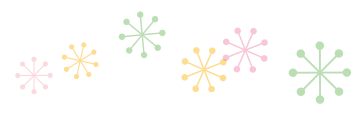
- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 腰掛便座 (ポータブルトイレ等) | ③ 入浴補助用具 (シャワーチェア等) |
| ② 自動排泄処理装置の交換
可能部品 | ④ 簡易浴槽 |
| | ⑤ 移動用リフトのつり具の部分 |
| | ⑥ 排泄予測支援機器 |



年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。
※区に登録された事業所で特定福祉用具を購入する場合は、最初から1～3割の負担で済みます。

環境を整えるためのサービス

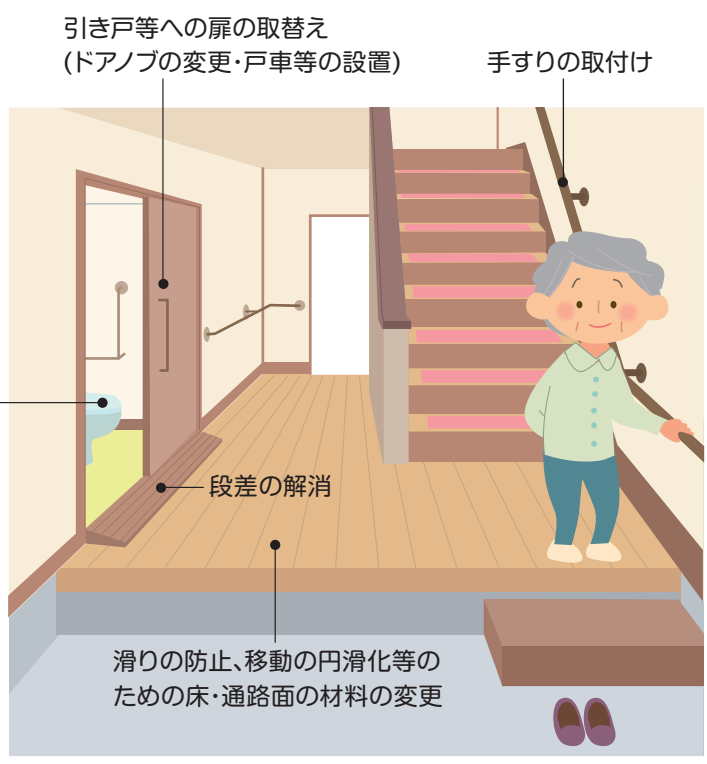


住宅を改修する

住宅改修 (介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、要介護区分に関係なく上限20万円まで住宅改修費が支給されます。(自己負担1～3割)

- 工事に前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか区の窓口にご相談してください。(老朽化に伴う取り替え、新築時の設置等は対象になりません。)
- 区に登録された事業所で住宅改修を行う場合には、最初から1～3割の負担で済みます。



介護保険の対象となる工事

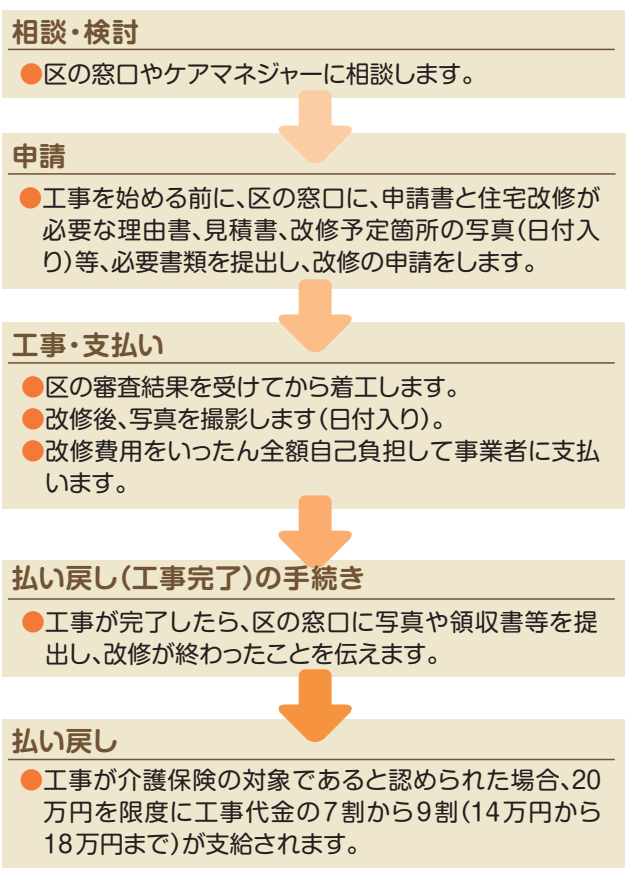
- 1 手すりの取付け
- 2 段差または、傾斜の解消
- 3 滑りの防止、移動の円滑化等のための床・通路面の材料の変更
- 4 引き戸等への扉の取替え、扉の撤去
- 5 洋式便器等への便器の取替え (便器の位置・向きの変更を含む)
- 6 その他これらの各工事に付帯して必要な工事

※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

利用限度額 / 20万円まで(原則1回限り)

- ※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けても使えます。
- ※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ(償還払いの場合)



地域支援事業

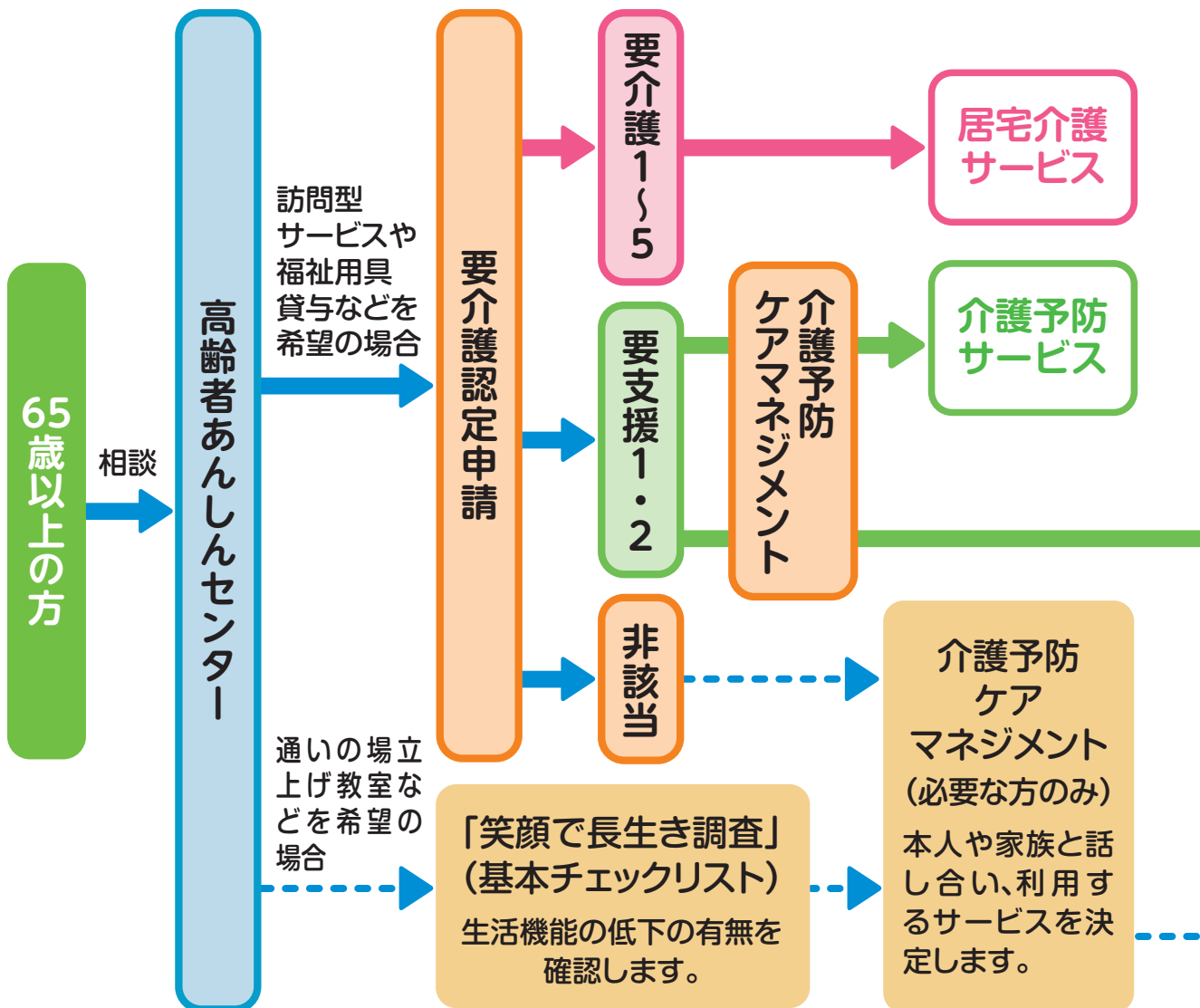


高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、元気で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援する取組です。要支援1・2と認定された方や笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)により生活機能の低下がみられた方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があります。

区では、NPO・民間企業・ボランティアなど地域の多様な主体と協力して高齢者を支える体制を整備していきます。

介護予防・日常生活支援総合事業

利用までの流れ



「笑顔で長生き調査(基本チェックリスト)」は全26項目について「はい」「いいえ」で答えていただく質問票です。運動・口腔・栄養・物忘れ・うつ症状・閉じこもり等介護の原因となりやすい生活機能について確認します。



※要支援認定を受けた第2号被保険者の方は、訪問型サービス及び通所型サービスを利用できます。



介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス

(ホームヘルプサービス)^{※1}

ホームヘルパー等が訪問し、利用者が自分でできることが増えるように、日常生活上の支援を行います。

● 予防訪問サービス

ホームヘルパーが入浴や外出等の介助や掃除、洗濯などの支援を行います。

- ▶ 自己負担(1割)のめやす(1か月)^{※2}
 - 1,131円(身体介護なし)
 - 1,245円(身体介護あり)

● いきいき生活援助サービス

生活援助員(区の研修修了者)等が掃除、洗濯などの支援を行います。

- ▶ 自己負担(1割)のめやす(1か月)^{※2}
 - 1,026円

・利用できるサービス事業所については、担当のケアマネジャーへお尋ねください。

通所型サービス(デイサービス)^{※1}

自立した日常生活を送ることができるよう、デイサービスセンターで、日帰りで機能訓練をはじめとした支援を行います。

● 予防通所サービス(2時間以上)

デイサービスセンターで食事・入浴などの介護サービスや体操・筋力トレーニングなどを行います。

- ▶ 自己負担(1割)のめやす(1か月)^{※2}
 - 1,675円(要支援1)
 - 1,723円(要支援2)
- (食費・日常生活費は別途負担となります。)



※1 認定非該当の方は除きます。

※2 週1回(月4回)利用する場合のめやすの金額です。各サービスの利用内容(加算)等により、自己負担金額が異なる場合があります。詳しくは担当のケアマネジャーや事業者にお問い合わせください。

一般介護予防事業(65歳以上のすべての方が利用できます。)

● 介護予防把握事業

通いの場立上げ教室・体験会(笑顔で長生き調査)

● 介護予防普及啓発事業

介護予防講演会
介護予防で元気はつらつサロン

● 地域介護予防活動支援事業

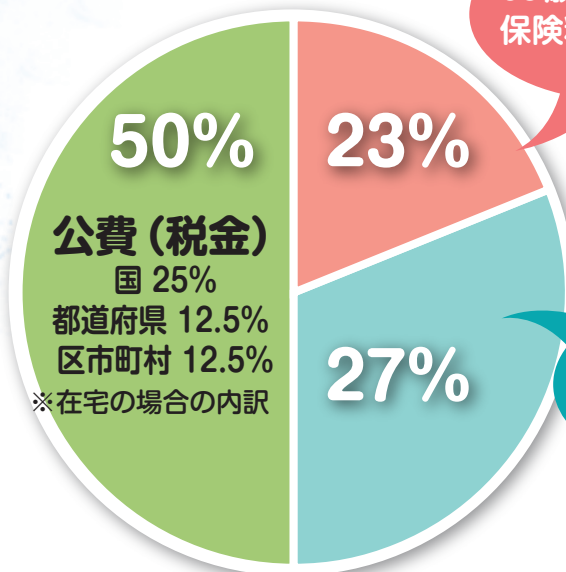
介護予防拠点施設ぷらっとほーむ、通いの場立上げ教室(体操編・マシンお試し編)、ご近所体操教室、認知症予防教室(ウォーキング、絵本読み聞かせ)、介護予防リーダー養成講座、自主グループ活動の支援、高齢者いきいきサポーター制度、いきがい活動センター きらりあ北(健康づくり事業、介護予防事業、就労支援) など

● 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組の強化



▼介護保険の財源の内訳



50% 公費(税金)

国 25%
都道府県 12.5%
区市町村 12.5%

※在宅の場合の内訳

65歳以上の方の
保険料



40~64歳の方の
保険料



40歳以上の方が納める介護保険料は、国や自治体の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための大切な財源となります。

第1号被保険者

65歳以上の方の保険料

65歳以上の方の保険料は、北区の介護サービス費用がまかなえるよう算出された、「基準額」をもとに決まります。

基準額は
このように
算出されます

北区で必要な
介護サービスの
総費用

×

65歳以上の方の
負担分
23%

÷

北区に住む
65歳以上の方の
人数

=

保険料の
基準額

北区の令和3年度～令和5年度の

「基準額(年額)」

73,370円

「基準額(月額)」

6,114円

- この「基準額」を中心に、所得に応じた負担になるように、右表のとおり16段階の保険料に分かれます。
- 保険料(年額)は、73,370円(基準額(年額))×保険料率で算定後、100円未満の端数を四捨五入した金額です。(軽減後保険料を除く)
- 所得段階別保険料額(右表)は、介護保険事業計画に基づき3年ごとに改定をしています。



所得段階別保険料額 (令和3年度～令和5年度)

所得段階	対象となる方	保険料率	保険料(年額) ^{※1}
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護を受給している方 老齢福祉年金^{※2}を受給している方 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額^{※3}の合計が80万円以下の方 	(軽減前) 基準額×0.5	(軽減前) 36,700円
		【軽減後】 ^{※4} 基準額×0.30	【軽減後】 ^{※4} 22,011円
第2段階	世帯全員が 住民税非課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が120万円以下の方	(軽減前) 基準額×0.66	(軽減前) 48,400円
		【軽減後】 ^{※4} 基準額×0.41	【軽減後】 ^{※4} 30,081円
第3段階	第1段階および第2段階以外の方	(軽減前) 基準額×0.72	(軽減前) 52,800円
		【軽減後】 ^{※4} 基準額×0.67	【軽減後】 ^{※4} 49,157円
第4段階	本人が 住民税非課税 本人の前年の課税年金収入額と合計所得金額の 合計が80万円以下の方	基準額×0.86	63,100円
第5段階	世帯員が 住民税課税 第4段階以外の方	基準額×1.00	73,400円
第6段階	前年の合計所得金額が、125万円以下の方	基準額×1.20	88,000円
第7段階	前年の合計所得金額が、 125万円を超えて200万円未満の方	基準額×1.35	99,000円
第8段階	前年の合計所得金額が、 200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	117,400円
第9段階	前年の合計所得金額が、 300万円以上500万円未満の方	基準額×1.70	124,700円
第10段階	前年の合計所得金額が、 500万円以上800万円未満の方	基準額×2.00	146,700円
第11段階	本人が 住民税課税 前年の合計所得金額が、 800万円以上1,100万円未満の方	基準額×2.20	161,400円
第12段階	前年の合計所得金額が、 1,100万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.50	183,400円
第13段階	前年の合計所得金額が、 1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.80	205,400円
第14段階	前年の合計所得金額が、 2,000万円以上2,500万円未満の方	基準額×3.10	227,400円
第15段階	前年の合計所得金額が、 2,500万円以上3,000万円未満の方	基準額×3.30	242,100円
第16段階	前年の合計所得金額が、3,000万円以上の方	基準額×3.50	256,800円

※1 保険料(年額) 保険料基準額(年額)×保険料率で算定後、100円未満の端数を四捨五入した金額です。(軽減後保険料を除く)
 ※2 老齢福祉年金 明治44年(1911)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。
 ※3 合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
 ・所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得は含まれません。
 ・住民税本人非課税で、合計所得金額に給与所得を含む場合、給与所得は給与収入から給与所得控除額を控除した額(給与所得と年金収入に係る雑所得がある方の所得金額調整控除が行われている場合は、その控除前の額)から10万円を控除した金額です(当該額が零未満の場合は零)。
 ・住民税本人課税で、合計所得金額に給与所得又は年金収入に係る雑所得を含む場合は、給与所得金額と年金収入に係る雑所得の合計額は、給与収入から給与所得控除額を控除した残額と、年金収入から公的年金等控除額を控除した残額の合計から10万円を控除した金額です(当該額が零未満の場合は零)。
 ・分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

※4 低所得者の介護保険料負担の軽減 第1～3段階保険料は、公費負担による軽減を実施しています。

第1号被保険者 65歳以上の方の保険料の納め方

保険料は受給している基礎年金※の額によって、納め方が法律で決められています。年金受給資格期間変更(短縮年金)に伴い新たに年金を受給された方も、特別徴収の対象です。 ※受給している基礎年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金等をいいます。

公的年金のうち、基礎年金が年額**18万円以上**の方

➔ **年金からの差し引き**で納めます(特別徴収)

- 保険料の年額が、年金の支払いの際に年6回に分けてあらかじめ差し引きされます。

年金の支払いの際にあらかじめ差し引きされます

4月 6月 8月 10月 12月 2月



本来、年金から差し引きされる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。



● 年度途中で保険料が増額になったとき ➔ **増額分を納付書で納めます。**

● 65歳になったとき
● 老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金等の受給が始まったばかりのとき
● 他の区市町村から転入したとき ➔ **おおむね半年から1年後に年金からの差し引きが始まります。それまでは、納付書で納めます。**

● 保険料が減額になったとき
● 年金が一時差し止めになったとき など ➔ **年金からの差し引きがいったん止まります。再開するまでの間は納付書で納めます。**

公的年金のうち、基礎年金が年額**18万円未満**の方

➔ **納付書や口座振替**で納めます(普通徴収)

- 保険料の年額を7月から翌年3月までの9回に分けて納めます。
- 納付書に記載された期日までに、金融機関・コンビニエンスストアなどで納めてください。
- 便利な口座振替(自動振込)もご利用ください。



！ 保険料を滞納すると？



特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて介護サービス利用時に次のような給付制限が行われます。保険料は必ずお納めください。

納期限から1年以上滞納した場合

- サービス利用時の支払い方法の変更（償還払いへの変更）

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければなりません。（7～9割相当分は申請により後で区から払い戻されます。）

納期限から1年6カ月以上滞納した場合

- 保険給付の一時差し止め
- 差し止め額から滞納保険料を控除

区から払い戻されるはずの給付費（7～9割相当分）の一部または全部を、滞納している保険料を納めていただくまで一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から、保険料が差し引かれる場合もあります。

納期限から2年以上滞納して、時効になった場合

- 利用者負担の引き上げ
- 高額介護サービス費等の支給停止

介護保険料は2年で時効になり、納められなくなります。この未納期間に応じて、本来1割または2割である利用者負担が3割（本来3割の方は4割）に引き上げられ、高額介護サービス費等の支給が受けられなくなります。

困ったときは、
介護保険の
窓口へ...

災害や失業などで、保険料を納めることが難しい場合は、保険料の減免や猶予が受けられる場合もあります。

困ったときは、お早めに介護保険課にご相談ください。

第2号被保険者 40～64歳の方の保険料

第2号被保険者の方の保険料は、加入している医療保険の算定方式により決まります。医療保険の保険料に介護保険分を合わせて納めます。



国民健康保険に
加入している方

決めり方

世帯に属している第2号被保険者（40～64歳の方）の人数や、所得などによって決まります。

納め方

同じ世帯の第2号被保険者全員の医療分と介護分を合わせて、世帯主が納めます。



職場の健康保険に
加入している方

健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。

医療分と介護分を合わせて、給与から差し引かれます。

次のような場合は、手続きが必要です

●介護保険料の減額

問い合わせ・申請先 介護保険課 介護保険料係 TEL.3908-1285

生活困窮のため介護保険料の納付が困難と認められた場合には、保険料が減額されます。
以下の対象要件等に該当すると思われる方は申請してください。

対象

- 所得段階第1段階のうち老齢福祉年金受給者・第2段階・第3段階で次の①～④のすべてに該当する方
(所得段階については、送付されている納入通知書でご確認ください)
- ①世帯の実月収額が、生活保護基準の1.15倍以下であること
 - ②世帯全員が次の資産を所有していないこと ・居住用以外の土地、家屋
・300万円以上の預貯金、国債等(世帯全員の合計額)
 - ③住民税が課税されている方の扶養を受けていないこと
 - ④保険料を滞納していないこと

所得段階	減額の内容(令和4年度)
第1段階の方 (老齢福祉年金受給者のみ)	22,011円を11,005円に減額(軽減後の第1段階の保険料の半額相当額)
第2段階の方	30,081円を22,011円に減額(軽減後の第1段階の保険料相当額)
第3段階の方	49,157円を22,011円に減額(軽減後の第1段階の保険料相当額)

災害等の影響により保険料の納付が困難な場合は、保険料の減免や徴収猶予を受けられることがあります。また、福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等から転入された方は、保険料の減免が受けられることがあります。
詳しくはお問い合わせください。

●介護保険関連の税の控除について

◆介護保険料は、社会保険料控除の対象になります

- ・特別徴収分(年金からの差し引き):年金保険者から毎年1月下旬に届く源泉徴収票に記載されている金額をご確認ください。
- ・普通徴収分(納付書・口座振替):領収書(口座振替の方には12月下旬に振替済通知書をお送りします)を大切に保管し、確定申告の資料としてください。

図介護保険課介護保険料係 TEL(3908)1285

◆おむつ使用証明書

初めておむつ代の医療費控除を受ける方は医師が発行するおむつ使用証明書が必要です。2年目以降の方で一定の要件を満たした方は、同証明書に代えて、要介護認定に係る主治医意見書の内容を確認して交付する確認書でも申告できます。詳しくはお問い合わせください。

図介護保険課認定調査係 TEL(3908)1120

◆医療費控除の対象となる介護保険サービスは下表のとおりです

医療費控除を受ける場合には、サービス事業者が発行した医療費控除額が記載された領収書が必要です。

高額介護サービス費が支給されている場合には、高額介護サービス費を差し引いた額が自己負担額となります。

図介護保険課給付調整係 TEL(3908)1286・1119

医療費控除の対象となる施設サービスの対価

施設の種類の	医療費控除の対象
介護老人福祉施設 地域密着型 介護老人福祉施設	介護保険適用の自己負担額(食費・居住費を含む)の2分の1
介護老人保健施設	介護保険適用の自己負担額(食費・居住費を含む)
介護療養型医療施設 介護医療院	介護保険適用の自己負担額(食費・居住費を含む)

医療費控除の対象となる居宅サービス等の対価

	居宅サービス等の種類(予防サービスを含む)	医療費控除の対象
①医療費控除の対象となる居宅サービス等	・訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション(※)、短期入所療養介護(◇)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合)、看護小規模多機能型居宅介護(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。	介護保険適用の自己負担額で(※)のついているサービスは食費も、(◇)のついているサービスは食費・滞在費も対象になります。
②①の居宅サービスと併せて利用した場合に対象となるサービス等	・訪問介護(生活援助中心型を除く)、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所)、看護小規模多機能型居宅介護(上記①の居宅サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。地域支援事業の訪問型サービス(生活援助中心のサービスを除く)、地域支援事業の通所型サービス(生活援助中心のサービスを除く)	

◆要介護(要支援)認定者の障害者控除

65歳以上の要介護(要支援)認定を受けている方で、障害高齢者自立度・認知症高齢者自立度の基準に該当する方には、申請により、所得税及び住民税の障害者控除対象者認定書を交付します。


[申請に必要なもの]

介護保険被保険者証、障害者控除対象者認定申請書(申請書は下記の窓口にあります)


図高齢福祉課高齢相談係 TEL(3908)9083

北区の地域支援事業及び独自のサービス


要介護高齢者等おむつ支給

	内 容	月に1回、紙おむつを配送します。
	対 象	以下のいずれかに該当し、常時おむつを必要とする方 ①介護保険の要介護4・5と認定された40歳以上の方 ②介護保険の要介護3と認定された75歳以上の方 ※おむつ代金助成との併用はできません。
	手 続	介護保険の保険証または要介護認定結果のわかる通知書をご持参のうえ、窓口(問い合わせ先)または、最寄りの高齢者あんしんセンターへお申し込みください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083

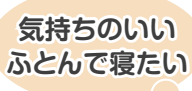
要介護高齢者等おむつ代金助成

	内 容	病院に入院し、病院指定のおむつを使用している方におむつ代金の一部を助成します。
	対 象	以下のいずれかに該当する方 ①介護保険の要介護4・5と認定された40歳以上の方 ②介護保険の要介護3と認定された75歳以上の方 ※おむつ支給との併用はできません。
	助 成 額	月額5,000円を限度に助成します。
	手 続	●申請手続 印鑑、介護保険の保険証または要介護認定結果通知書、本人名義の預金通帳をご持参のうえ、窓口(問い合わせ先)または、最寄りの高齢者あんしんセンターへお申し込みください。 ●請求手続 申請後、4月、8月、12月に前月までのおむつ代金の領収書と印鑑をご持参のうえ、4ヵ月分を請求していただきますと、翌月末に本人の預金口座に振り込みます。請求手続は、高齢相談係・赤羽・滝野川はくちょう高齢者あんしんセンターの3ヵ所で受け付けます。
問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083	

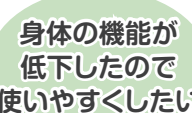
紙おむつの支給

	内 容	歳末たすけあい運動の募金を財源として、お一人様一回限り最長3ヵ月間紙おむつや尿取りパッドを差し上げます。
	対 象	当会ではじめて支給を受ける方で以下に該当する方(他制度で支給対象となる方を除く) ●65歳以上の方で常時おむつが必要な方 ●介護保険で要支援1～要介護2の方または74歳以下の要介護3の方
	手 続	電話での確認のうえ、健康保険証及び介護保険被保険者証をご持参ください。郵送申請をご希望の場合は、問い合わせ先にご相談ください。
	問い合わせ先	北区社会福祉協議会 ☎(3905)6653


要介護高齢者等寝具乾燥サービス

	内 容	寝具乾燥が困難な要介護高齢者に、月1回、寝具乾燥等をおこないます。
	対 象	以下のすべてに該当する方 ●40歳以上で、介護保険の要介護4・5と認定された方 ●家族等による寝具の乾燥が困難な方
	費 用	費用の一部を負担していただきます。
	手 続	介護保険の保険証または要介護認定結果のわかる通知書をご持参のうえ、窓口(問い合わせ先)または最寄りの高齢者あんしんセンターへお申し込みください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083


住宅改造費助成

	内 容	手すりの取り付け、床段差の解消、滑りの防止等床材の変更、引き戸等の扉の取り替え、便器の洋式化、浴槽の取り替え、流し・洗面台の取り替え等の住宅改造費について助成します。(老朽化に伴う取り替え、新築時の設置等は対象になりません)
	対 象	以下のすべてに該当する方(介護保険の要支援、要介護に認定された方は、介護保険が優先します) ●北区に居住する65歳以上の在宅の方 ●介護保険の認定申請をしている方(要支援、要介護、非該当(自立)の方) ●住宅改造が必要と認められる方
	費 用	助成対象額の1割から3割が自己負担になります。また、減免の制度もあります。(助成限度額を超えた部分及び対象外工事については全額が自己負担になります)
	手 続	必ず事前に担当地域の高齢者あんしんセンターにご相談ください。ご自宅を訪問し要件の確認をします。(介護保険による住宅改修(27ページ参照)は、ケアマネジャー等にご相談ください)
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083


避難行動要支援者名簿登録申請

	内 容	避難を要するような災害発生時に、支援の必要な方の把握と安否確認などに活用するため、区が指定して登録する方及び登録を希望する方の申請に基づき名簿を作成、支援機関へ名簿を提供します。
	対 象	区が定める条件に該当する方のうち、在宅で生活している方で、本人または家族などの同居者のみでは災害時に避難が困難で、特に支援が必要な方
	手 続	所定の用紙に必要項目をご記入のうえ、地域福祉課へご郵送ください。
	問い合わせ先	地域福祉課 地域福祉係 ☎(3908)9015


高齢者見守り・緊急通報システム

	内 容	高齢者が家庭内で急病や発作などを起こしたときに、固定電話回線につないだ機器のボタンを押すと受信センターに通報が入り、看護師等の資格を持ったスタッフが24時間体制で対応し、緊急の場合はただちに119番通報を行います。また、健康の相談なども受け付けており、月1回のお伺い電話があります。ご希望の方には火災安全システム、安否確認センサを設置することができます。
	対 象	以下のすべてに該当する方 ●65歳以上の一人暮らし、または高齢者(65歳以上)のみの世帯の方 ●身体上の慢性疾患のため、日常生活を営むうえで常時注意を要する状態にある方(お薬手帳のコピーが必要となります) ●近隣に親族がいない方
	費 用	世帯の所得により、費用負担があります。
	手 続	窓口(問い合わせ先)または最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083


おたがいさまネットワーク声かけサービス

	内 容	民生委員や声かけサポーター(民生委員から推薦を受けたボランティア)による月2回程度の声かけサービスを行います。 〈おたがいさまネットワークとは〉 高齢者あんしんセンターが中心となり、民生委員、声かけサポーター、協力団体(町会・自治会、介護支援事業所、医療機関など)、消防署、警察署とも連携を図り、適切な支援を行うものです。
	対 象	以下のすべてに該当する方で、利用を希望される方 ●65歳以上の一人暮らしの高齢者または75歳以上の高齢者のみの世帯の方 ●在宅生活で不安・孤独・虚弱などでお困りの方
	手 続	最寄りの高齢者あんしんセンターまたは民生委員にご相談ください。
	問い合わせ先	長寿支援課 ☎(3908)9017


特殊詐欺防止のため自動通話録音機を貸し出します

	内 容	「自動通話録音機」とは、着信時に相手方へ自動で警告メッセージを流した後、通話内容を録音する機械です。犯人は内容等を記録されるのを嫌がるため、特殊詐欺被害防止対策に有効です。対象となる方に無料で貸し出します。
	対 象	区内在住の65歳以上の方が居住する世帯(1世帯につき1台)
	手 続	窓口(問い合わせ先)へお申し込みください。申し込み後、ご都合をお伺いした上で訪問し、機械を設置いたします。また、区役所の窓口にお越しいただけましたら、ご本人確認の上、機械をお渡しします。 受付時間 ：平日8時30分から17時まで(土・日・祝日・年末年始を除く) 受付場所 ：生活安全担当課窓口(区役所第一庁舎2階16番) ※本人確認ができるもの(健康保険証・運転免許証等)を持参してください。 代理の方(家族・親族等)が申し込みする場合は、使用者の本人確認ができるもの(コピー可)と代理人自身の確認ができるものを持参してください。
	問い合わせ先	北区 生活安全担当課 ☎(3908)1121 王子警察署生活安全課 ☎(3911)0110 赤羽警察署生活安全課 ☎(3903)0110 滝野川警察署生活安全課 ☎(3940)0110


一人暮らし高齢者定期訪問

 <p>定期的な見守りや相談で安心</p>	内 容	民生委員が週1回程度定期的に訪問し、安否の確認や悩みごとの相談をお受けします。
	対 象	65歳以上の虚弱な一人暮らしの方(同一敷地内に親族がいないこと)シルバーピアやケア付き住宅居住者、施設入所者は除きます。
	手 続	窓口(問い合わせ先)または民生委員にご相談ください。
	問い合わせ先	長寿支援課 ☎(3908)9017

友愛ホームサービス(住民参加型 在宅福祉サービス)

 <p>住民参加のささえあいサービス</p>	内 容	専門資格を有しない地域の方がサポートスタッフとして登録し、家事や外出付き添いなどを提供しています。
	対 象	以下①～③のいずれかに該当し、本サービスの利用が必要と認められた方 ①おおむね65歳以上の高齢の方 ②心身に障がいがあり一時的に支援が必要な方 ③難病、病弱、怪我などのために一時的に支援が必要な方
	利 用 料	年会費:1,500円 利用料金:1時間900円(延長300円/20分)
	手 続	会員登録が必要となります。詳細はお問い合わせください。
	問い合わせ先	北区社会福祉協議会 友愛ホームサービス ☎(3907)9492

高齢者生活援助サービス

 <p>自立を支援します</p>	内 容	北区社会福祉協議会の「友愛ホームサービス事業」について、利用者の年会費・利用料の一部を区が補助する制度です。
	対 象	友愛ホームサービス登録者で以下のすべてに該当する方 ●要支援1以上と認定された方 ●住民税が非課税世帯もしくは生活保護世帯の方
	手 続	北区社会福祉協議会 友愛ホームサービス
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢福祉係 ☎(3908)1158



高齢者虐待防止センター

	内 容	<p>高齢者虐待防止に向けて、高齢者ご自身も介護をする方も支援する窓口です。関係機関、関係協力団体と連携し、適切な対応をとり、虐待を受けている高齢者の安全を確保します。</p> <p>また、臨床心理士による専門相談を、毎週水曜日(祝日に当たる場合は休み)に行っています。介護の悩みなどの相談もお受けします。</p>
	対 象	おおむね65歳以上の方及び介護をする家族の方など
	手 続	臨床心理士によるこちらの相談は予約制ですので、事前に電話・来所にて予約してください。
	問い合わせ先	高齢者虐待防止センター ☎(3908)1112

徘徊高齢者家族支援サービス

	内 容	<p>認知症による徘徊症状のある高齢者等にGPS(人工衛星を利用した測位システム)を利用した所在探索専用端末機器をあらかじめ身につけていただき、徘徊により所在が不明となった場合に、介護者からの依頼により「現在位置」を24時間対応で探索しお知らせします。オペレーションセンターへの電話による問い合わせのほか、パソコン・携帯電話から専用ホームページにアクセスし、位置情報を確認することもできます。</p>
	対 象	<p>北区に住所を有する認知症による徘徊症状のある高齢者等(40歳以上)を、在宅で介護する家族の方</p> <p>※高齢者等がペースメーカー等の医療機器を装着している場合にはこのサービスは利用できません。</p>
	費 用	<ul style="list-style-type: none"> ・探索回数に応じた探索料 電話200円/回を負担していただきます(税別)。 ・インターネットによる探索料は無料 ・バッテリー交換時は2,100円を負担していただきます(税別)。
	手 続	窓口(問い合わせ先)にご相談ください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083

認知症高齢者への総合支援事業

	内 容	<p>認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりのために、できる限り早い段階から総合的に支援します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認知症に関する普及・啓発 ②認知症サポーター養成講座の開催 ③認知症初期集中支援事業 ④認知症家族介護者教室、認知症カフェ・もの忘れ相談の開催 ⑤認知症ケア向上多職種協働研修の開催
	対 象	認知症の人及び家族、区内事業者など
	手 続	最寄りの高齢者あんしんセンターにご相談ください。
	問い合わせ先	長寿支援課 ☎(3908)9017

福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）

福祉サービスの
利用手続きや
書類の管理などを
頼みたい



内 容	在宅生活をされている高齢者など判断能力が充分でないと思われる方々が、安心して生活できるよう福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス及び書類等（年金証書等）預かりサービスをおこないます。
対 象	以下のいずれかに該当し、希望される方 ・高齢者で判断能力が充分でないと思われる方 ・知的障害または精神障害のため判断能力が充分でないと思われる方など
費 用	・福祉サービスの利用援助 1回60分まで1,500円。 ・日常的な金銭管理サービス 以後30分ごとに600円加算されます。 （通帳等の預かりを希望する場合は1回60分まで3,000円） ・書類等の預かりサービス 1ヵ月1,000円 ※上記の費用のほか、ご本人宅からサービス提供機関や金融機関等へ出向いた際に生じた生活支援員の交通実費については、利用者の方にご負担いただきます。
手 続	窓口（問い合わせ先）にご相談ください。
問い合わせ先	北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」 ☎(3908)7280

財産保全サービス

書類の保管を
頼みたい



内 容	安心して在宅で生活できるよう、定期・定額預貯金通帳や証書等を金融機関の貸金庫に保管するサービスをおこないます。
対 象	以下のすべてに該当する方 ●おおよね65歳以上の高齢者・知的障害者・精神障害者などで意思の確認が可能な方（財産引受人を指定していただきます。） ●社会福祉協議会の会員の方（いつでも入会できます）
費 用	1ヵ月1,000円（年度分前納）を負担していただきます。
手 続	窓口（問い合わせ先）にご相談ください。
問い合わせ先	北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」 ☎(3908)7280


高齢者福祉マッサージ券の支給

マッサージを
受けたい




内 容	区指定の施術所において使用できるマッサージ券を支給します。
対 象	以下のどちらかに該当する方 ①在宅の方で介護保険の要介護4・5と認定された方 ②一人暮らし高齢者定期訪問を受けている方 なお、身体障害者福祉マッサージ券との併給はできません。
手 続	窓口（問い合わせ先）にご相談ください。 本人確認ができるもの（①の方の申請には介護保険の保険証または要介護認定結果のわかる通知書も必要です。）をご持参ください。
問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083 ※赤羽高齢者あんしんセンター、滝野川はくちょう高齢者あんしんセンターでも、利用券の申請及び交付を取り扱います。


要介護高齢者等訪問理美容サービス

 <p>自宅で 髪を切りたい</p>	内 容	年4回(5・8・11・2月)ご自宅に理容師または美容師を派遣し、調髪をおこないます。
	対 象	40歳以上で、介護保険の要介護4・5と認定された在宅の方
	費 用	調髪料金2,000円を負担していただきます。
	手 続	介護保険の保険証または要介護認定結果のわかる通知書をご持参のうえ、窓口(問い合わせ先)または、最寄りの高齢者あんしんセンターへお申し込みください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083

車いす貸し出し事業

 <p>車いすを 貸してほしい</p>	内 容	外出、通院、介護保険申請中等で一時的に車いすが必要な方に3カ月を目安に車いすを貸し出します。(無料)
	対 象	北区内に居住する方のうち、一時的に車いすが必要な方
	手 続	窓口(問い合わせ先)にご相談ください。
	問い合わせ先	北区社会福祉協議会 ☎(3905)6653

救急医療情報キット

 <p>迅速な救急活動 に役立つ</p>	内 容	「救急医療情報キット」は高齢者等が自宅で救急車を呼んだ時などの緊急時に、救急隊がより迅速に適切に救急活動を行うための必要な医療情報を把握できるようにするものです。無料で配布します。
	対 象	以下のいずれかに該当し、希望される方 ・75歳以上の高齢者の方 ・65歳以上74歳以下で一人暮らしの高齢者の方 ・障害のある方(身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者)
	手 続	窓口(問い合わせ先)または最寄りの高齢者あんしんセンターにお申し込みください。
	問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083

介護マーク

内 容	認知症の方などの介護は、他の人から見ると介護をしていることが分かりにくいいため、周囲から偏見や誤解を受けることがあります。 「介護マーク」は介護する方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。無料で配付します。 [種類]吊り下げ名札型、腕章型
対 象	区内在住で、認知症高齢者などを介護している家族など(介護職の方を除く)
手 続	窓口(問い合わせ先)または最寄りの高齢者あんしんセンターにお申し込みください。
問い合わせ先	高齢福祉課 高齢相談係 ☎(3908)9083

高齢者あんしんセンター

(地域包括支援センター)

こんなことはありませんか？

介護保険のサービスを利用したい。

どうすれば利用できるのかな？



心身の状態に不安が出てきた。

?

最近物忘れがひどくて
なんだか、心配だな。



介護予防事業に参加したい。



悪徳商法の被害にあってしまった。

訪問販売が来て、
高額な買い物を
させられちゃった。



でも安心してください



高齢者の総合相談を
受付けます。



介護保険認定の
申請を受付けます。



介護予防の
相談を行います。



介護予防の
マネジメントを行います。

※ご相談は無料です。お気軽にお電話ください。

※相談者の秘密を守り、他の機関と連携して事業を実施します。

お住まいの住所地の高齢者あんしんセンターにご相談ください

利用時間は午前9:00～午後6:00(休業日:日・年末年始)

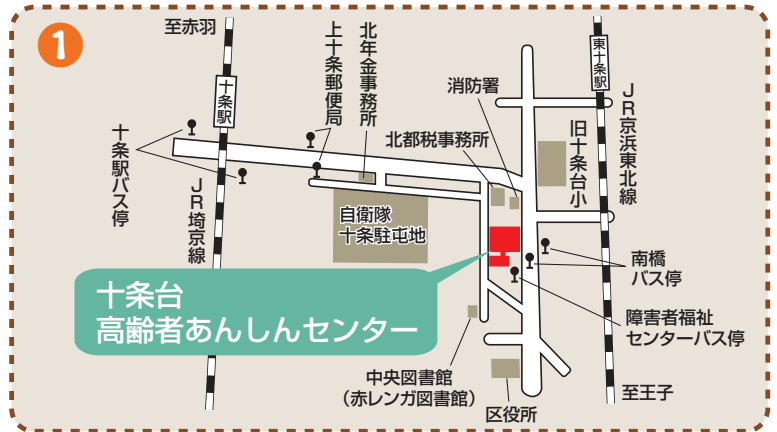
ただし、施設の定期点検等により、臨時休業となる場合がありますので、各高齢者あんしんセンターにお問い合わせください。

1 十条台 高齢者あんしんセンター

住所: 北区中十条1-2-18 障害者福祉センター 4階
TEL: 5948-5630 FAX: 3906-6610

交通 JR東十条駅南口下車徒歩10分
JR十条駅下車徒歩10分
国際興業バス 南橋バス停下車徒歩1分
北区コミュニティバス 障害者福祉センターバス停下車徒歩1分

担当地域 王子本町1～3丁目、中十条1～4丁目、岸町1～2丁目、
十条台1丁目、上十条1丁目

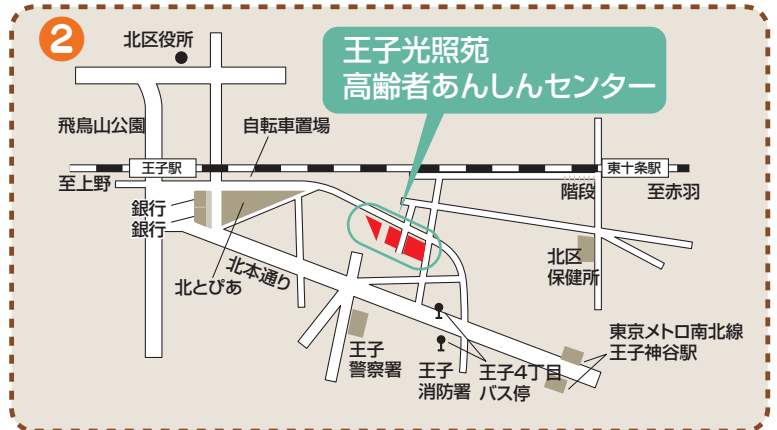


2 王子光照苑 高齢者あんしんセンター

住所: 北区王子3-3-1
TEL: 3927-8899 FAX: 5902-7667

交通 JR王子駅北口下車徒歩15分
JR東十条駅南口下車徒歩10分

担当地域 王子1～6丁目、豊島1丁目

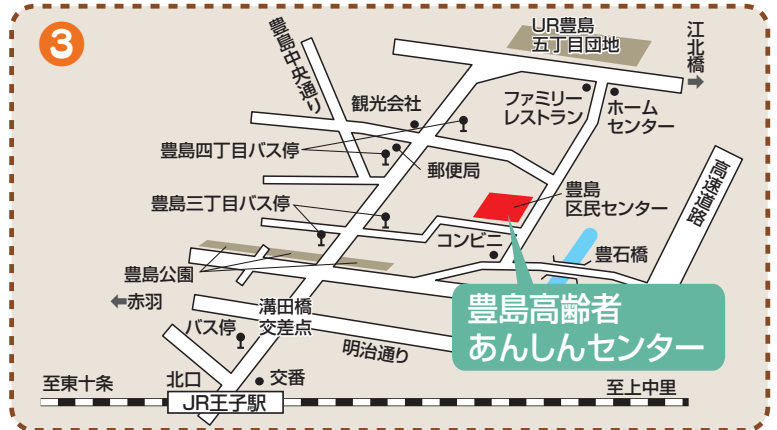


3 豊島高齢者あんしんセンター

住所: 北区豊島3-27-22 豊島区民センター 1階
TEL: 6903-2712 FAX: 6903-2707

交通 都営バス 豊島四丁目バス停下車徒歩4分

担当地域 豊島2～8丁目



4 十条高齢者あんしんセンター

住所: 北区上十条3-1-25 帝京大学4号館1階
TEL: 5948-9981 FAX: 5948-9982

交通 JR十条駅下車徒歩10分
国際興業バス 上十条三丁目バス停下車徒歩5分
国際興業バス 上十条四丁目バス停下車徒歩7分

担当地域 十条台2丁目、上十条2～5丁目、十条仲原1～4丁目



5 東十条・神谷 高齢者あんしんセンター

住所: 北区東十条3-2-3-101
東十条グリーンハイツ1階
TEL: 6908-4711 FAX: 5390-0122

交通 ▶ JR東十条駅下車徒歩3分
東京メトロ南北線王子神谷駅下車
①番出口徒歩12分

担当地域

東十条1～6丁目、神谷1～3丁目



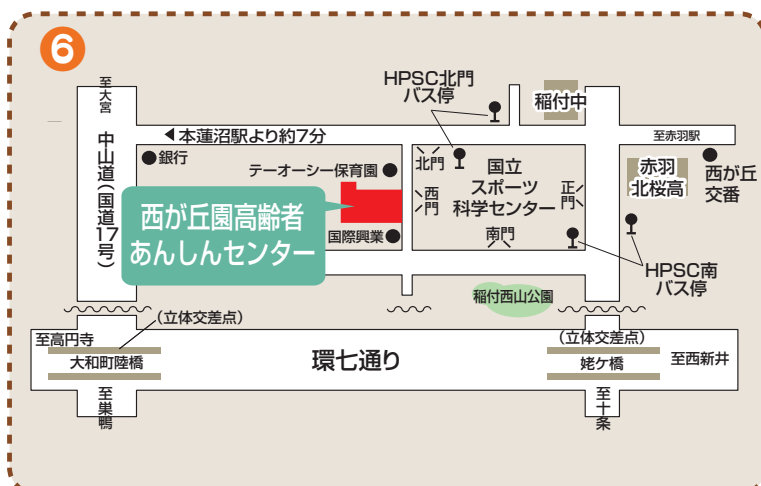
6 西が丘園 高齢者あんしんセンター

住所: 北区西が丘3-16-27
TEL: 5924-7715 FAX: 5924-7712

交通 ▶ 都営三田線本蓮沼駅下車徒歩7分
国際興業バス
HPSC北門バス停下車徒歩5分

担当地域

赤羽西1～6丁目(5丁目3～15を除く)、
西が丘1～3丁目



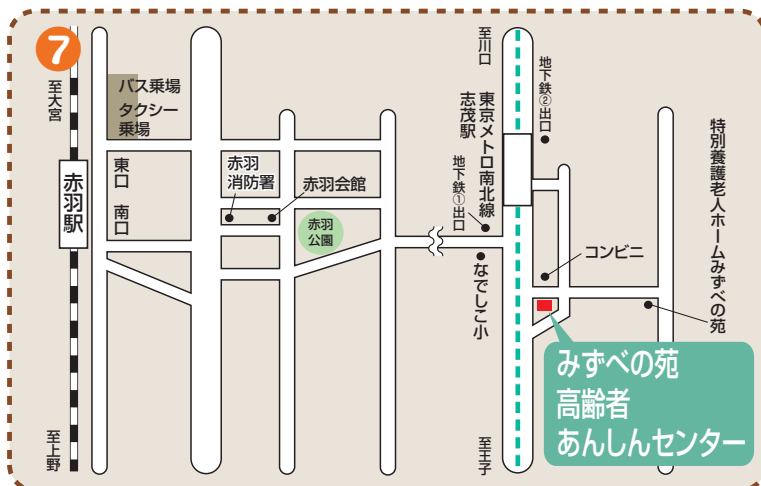
7 みずべの苑 高齢者あんしんセンター

住所: 北区志茂3-13-5 信濃ビル1階
TEL: 5941-6722 FAX: 5941-6723

交通 ▶ 東京メトロ南北線志茂駅下車
①番出口徒歩3分

担当地域

志茂1～5丁目



8 赤羽高齢者あんしんセンター

住所: 北区赤羽南1-13-1 赤羽会館6階
TEL: 3903-4167 FAX: 3903-4257

交通 ▶ JR赤羽駅東口下車徒歩5分

担当地域

岩淵町、
赤羽1～2丁目、
赤羽3丁目1～4、5(2～11)、6(1～9・27～32)、
赤羽南1～2丁目



9 赤羽北 高齢者あんしんセンター

住所：北区赤羽北2-25-8 アクトピア北赤羽六番館
赤羽北区民センター 3階

TEL:5948-5940 FAX:5948-5941

交通 JR北赤羽駅赤羽口下車徒歩1分

担当地域

赤羽北1~2丁目、
赤羽北3丁目(3~5、16~26を除く)、
赤羽台4丁目2~15、17(9・25~65)、18、19、
赤羽3丁目5(1・13~15)、6(10~26)、7~29



10 浮間高齢者あんしんセンター

住所：北区浮間2-10-2

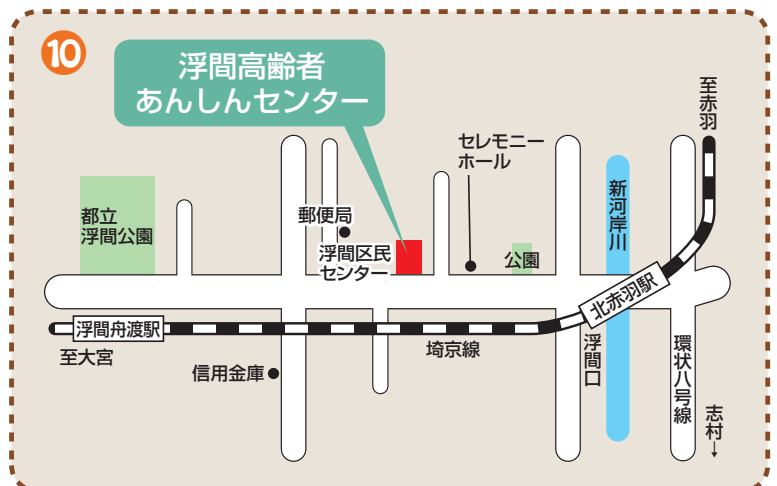
浮間区民センター 1階

TEL:3558-3689 FAX:3558-7988

交通 JR北赤羽駅浮間口下車徒歩10分
JR浮間舟渡駅下車徒歩10分

担当地域

浮間1~5丁目



11 桐ヶ丘やまぶき荘 高齢者あんしんセンター

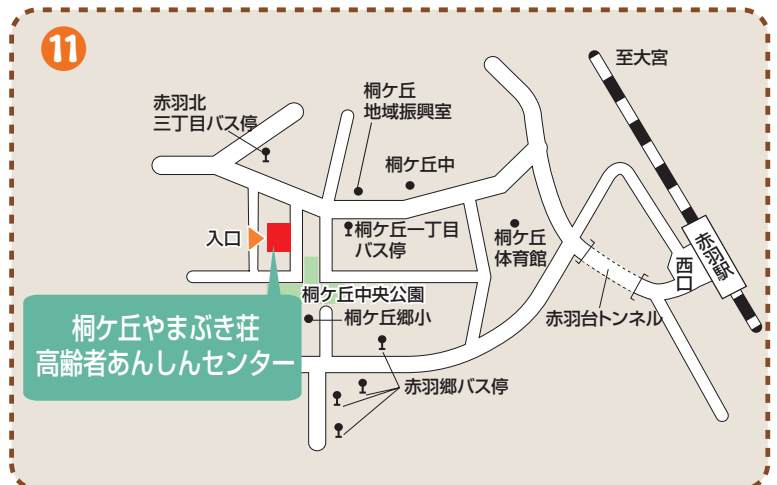
住所：北区桐ヶ丘1-16-26

TEL:5924-0152 FAX:5924-0890

交通 JR赤羽駅西口下車徒歩20分
国際興業バス
赤羽郷バス停下車徒歩5分

担当地域

桐ヶ丘1~2丁目、赤羽北3丁目3~5、16~26、
赤羽台1~3丁目、4丁目1、16、17(1~8・10~24・66・68)、
赤羽西5丁目3~15



12 滝野川西 高齢者あんしんセンター

住所：北区滝野川6-21-25

滝野川西区民センター 1階

TEL:6903-4015 FAX:6903-4016

交通 JR板橋駅下車徒歩10分
都営三田線西巣鴨駅下車徒歩5分
都営バス西巣鴨バス停下車徒歩5分

担当地域

滝野川3~7丁目



13 飛鳥晴山苑 高齢者あんしんセンター

住所: 北区西ケ原4-51-1

TEL: 3940-9175 FAX: 3940-9176

交通 ▶ 都電西ケ原四丁目停留場下車徒歩5分
東京メトロ南北線西ケ原駅下車徒歩12分
都営三田線西巢鴨駅下車徒歩12分

担当地域

滝野川1~2丁目、西ケ原2~4丁目



14 滝野川はくちょう 高齢者あんしんセンター

住所: 北区田端3-18-24

介護老人保健施設はくちょう内

TEL: 3822-6080 FAX: 3822-6081

交通 ▶ JR田端駅北口下車徒歩5分

担当地域

西ケ原1丁目、上中里1丁目、中里1~3丁目、田端1~6丁目



15 昭和町・堀船 高齢者あんしんセンター

住所: 北区昭和町3-10-7

昭和田区民センター 1階

TEL: 6807-6961 FAX: 3810-6221

交通 ▶ JR尾久駅下車徒歩7分
都営バス昭和町三丁目バス停下車徒歩2分
都電荒川車庫停留場
または梶原停留場下車徒歩5分

担当地域

堀船1~4丁目、上中里2~3丁目、昭和町1~3丁目、栄町



16 新町光陽苑 高齢者あんしんセンター

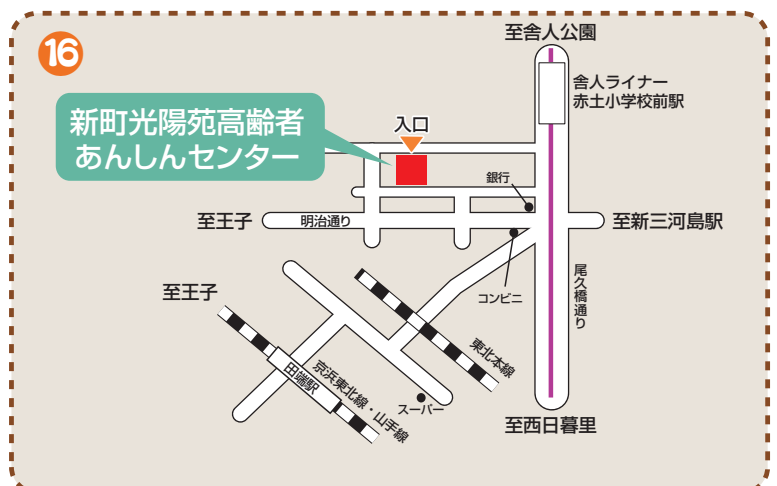
住所: 北区田端新町2-27-16

TEL: 5855-1219 FAX: 5855-1217

交通 ▶ 日暮里舎人ライナー赤土小学校前駅下車徒歩4分
JR田端駅北口下車徒歩11分

担当地域

田端新町1~3丁目、東田端1~2丁目



出張窓口の開設

毎週1回高齢者あんしんセンターの出張窓口を下記の3カ所で開設しています。

●王子五丁目団地出張窓口

住所：北区王子 5-2 王子五丁目
団地 2号棟 1階

TEL：3927-8899（王子光照苑
高齢者あんしんセンター）

毎週月曜日 午前9：30～午前12：00
午後1：00～午後4：00

●ヌーヴェル赤羽台出張窓口

住所：北区赤羽台 2-5 ニューヴェ
ル赤羽台 集会所 5号室

TEL：5924-0152（桐ヶ丘やまぶ
き荘高齢者あんしんセンター）

毎週木曜日 午前10：00～午前12：00
午後1：00～午後3：00

●豊島五丁目団地出張窓口

住所：北区豊島 5-1 豊島五丁目
団地 1号棟 1階

TEL：6903-2712（豊島高齢者
あんしんセンター）

毎週木曜日 午前9：30～午前12：00
午後1：00～午後4：00





高齢者のための 介護保険・福祉サービス相談



制度全般・保険料・認定・調査・保険給付・その他の相談・苦情

■ 北区役所介護保険課

- 制度全般・保険給付に係わる相談・苦情は… → **給付調整係** ☎(3908)1286・1119
- 保険料に係わる相談・苦情は… → **介護保険料係** ☎(3908)1285
- 認定・調査に係わる相談・苦情は… → **認定調査係** ☎(3908)1120

住所 ● 〒114-8508 北区王子本町1-15-22第一庁舎1階 FAX ● 3908-9257

高齢者の総合相談・介護保険認定申請受付・介護(予防)相談

■ 高齢者あんしんセンター

名称	住所	電話番号
十条台高齢者あんしんセンター	中十条 1-2-18 障害者福祉センター 4 階	5948-5630
王子光照苑高齢者あんしんセンター	王子 3-3-1	3927-8899
豊島高齢者あんしんセンター	豊島 3-27-22 豊島区民センター 1 階	6903-2712
十条高齢者あんしんセンター	上十条 3-1-25 帝京大学 4 号館 1 階	5948-9981
東十条・神谷高齢者あんしんセンター	東十条 3-2-3-101 東十条グリーンハイツ 1 階	6908-4711
西が丘園高齢者あんしんセンター	西が丘 3-16-27	5924-7715
みずべの苑高齢者あんしんセンター	志茂 3-13-5 信濃ビル 1 階	5941-6722
赤羽高齢者あんしんセンター	赤羽南 1-13-1 赤羽会館 6 階	3903-4167
赤羽北高齢者あんしんセンター	赤羽北 2-25-8 アクトピア北赤羽六番館 赤羽北区民センター 3 階	5948-5940
浮間高齢者あんしんセンター	浮間 2-10-2 浮間区民センター 1 階	3558-3689
桐ヶ丘やまぶき荘高齢者あんしんセンター	桐ヶ丘 1-16-26	5924-0152
滝野川西高齢者あんしんセンター	滝野川 6-21-25 滝野川西区民センター 1 階	6903-4015
飛鳥晴山苑高齢者あんしんセンター	西ヶ原 4-51-1	3940-9175
滝野川はくちょう高齢者あんしんセンター	田端 3-18-24 介護老人保健施設はくちょう内	3822-6080
昭和町・堀船高齢者あんしんセンター	昭和町 3-10-7 昭和町区民センター 1 階	6807-6961
新町光陽苑高齢者あんしんセンター	田端新町 2-27-16	5855-1219

- 高齢福祉課 (高齢者の総合相談・介護保険認定申請受付・高齢者福祉サービス申請受付) ☎(3908) 9083
- 長寿支援課 (介護予防・日常生活支援総合事業の制度に係わること) ☎(3908) 9017

権利擁護・成年後見制度に関する相談

名称	住所	電話番号
社会福祉法人 北区社会福祉協議会 権利擁護センター「あんしん北」	北区岸町1-6-17	3908-7280

介護サービスに関する相談・苦情

- 東京都国民健康保険団体連合会 介護相談窓口 ☎(6238) 0177